

(仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定検討資料

1. (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域指定の考え方	1
1-1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み	1
1-2 特定景観形成地域の対象となる地域	2
1-3 (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定について	2
1-4 指定する候補地の区域	2
2. (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の地域特性	3
2-1 歴史・文化	3
2-2 地域状況・地域資源	3
2-3 観光	5
2-4 地形・地勢	7
2-5 植生	8
2-6 法規制の状況	9
2-7 景観特性の類型化	10
3. 特定景観形成地域の指定区域(案)	17
3-1 指定の方向性	17
3-2 指定の基本方針	17
3-3 指定区域における境界の設定	17
3-4 指定区域の検討範囲	18
3-5 指定区域の範囲(結果)	19
3-6 指定区域(案)	19
3-7 眺望点の設定	20
4. 届出制度の変更(案)	21
4-1 景観形成の基本方針と行為制限の方向性	21
4-2 届出対象行為	22
4-4 景観形成基準	23
5. 特定景観形成地域の名称について	24

令和 2 年 2 月

和歌山県

1. (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域指定の考え方

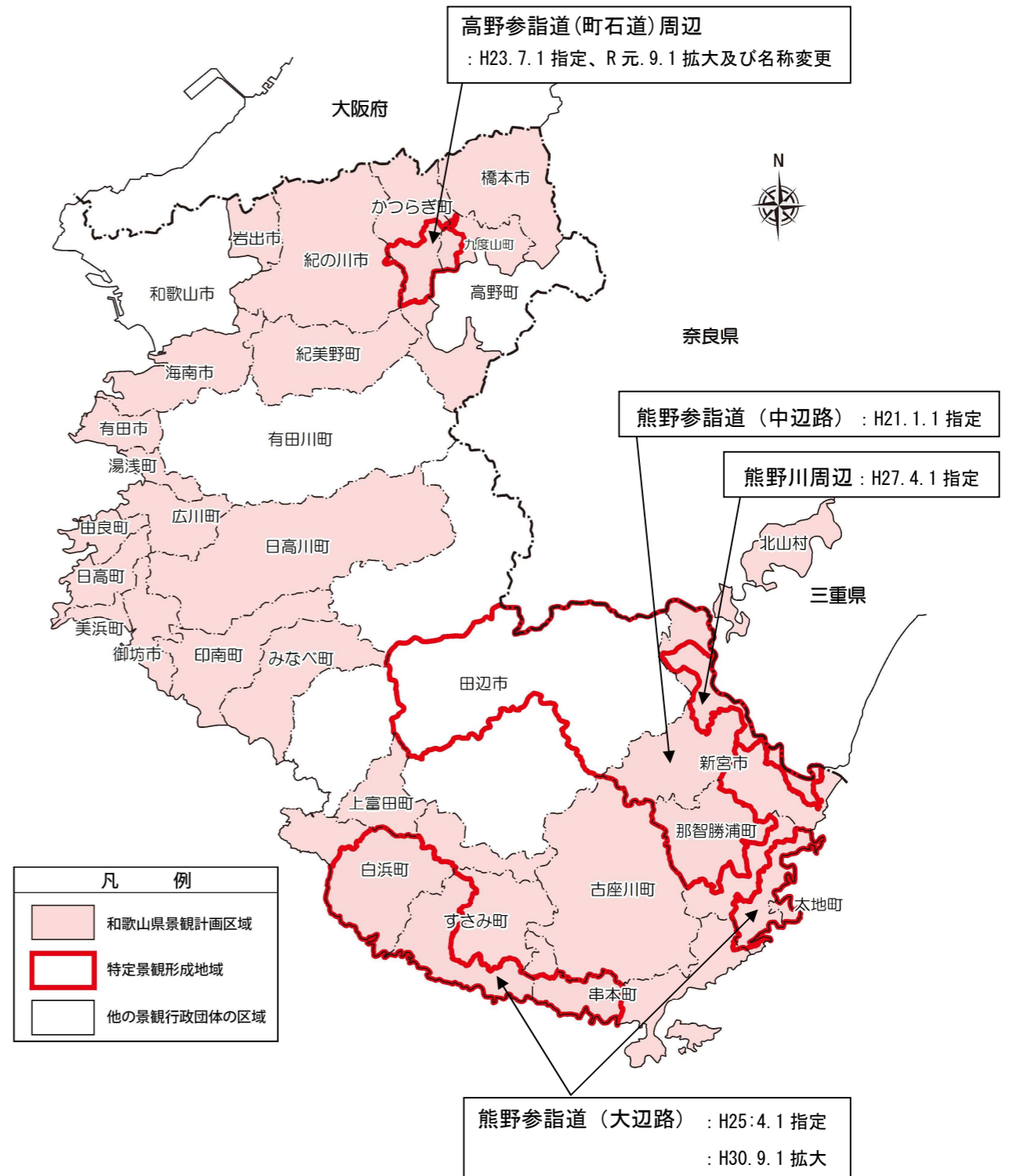
1-1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

- ・和歌山県では、世界遺産の周辺について、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観上特に重要な地域として4箇所の「特定景観形成地域」の指定を行っている。
- ・特定景観形成地域では、一般地域と比べて、建築行為や開発行為等に対して景観法に基づく届出の対象規模が引き下げられ、よりきめ細かな景観への配慮を行っていくことで、良好な景観の形成を推進している。

■和歌山県の良好な景観に向けた取り組み

年	取り組み
平成 16 年	景観法の制定（国）
平成 16 年 7 月	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成 20 年	県景観条例、県景観計画を策定
平成 21 年	熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域を指定
平成 23 年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を指定
平成 24 年	熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を指定
平成 26 年	熊野川周辺特定景観形成地域を指定
平成 28 年 10 月	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成 30 年	熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大及び名称を高野参詣道(町石道)周辺特定景観形成地域に変更

■和歌山県景観計画区域図



1-2 特定景観形成地域の対象となる地域

景観計画区域のうち、以下の条件に該当する良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を「特定景観形成地域」として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図る。

- 山地や森林、河川（流域）、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
- 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
- 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
- その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域

(参照：和歌山県景観計画 p2)

1-3 (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の指定について

■ (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域を指定する理由

- こうやさんけいみち くるこみち
- 高野参詣道 黒河道が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録（平成28年10月28日）。
 - 黒河道沿道には、空海の版木が遺された茶堂跡があるなど高野山に密接し、また周辺地域が一体的に文化的景観及び自然景観を形成。
 - 世界遺産区域と一体となる景観の価値が損なわれることのないよう、特定景観形成地域に指定することにより、全県一律の行為の制限の基準に上乘せし、良好な景観の形成を図ることが必要。



黒河道



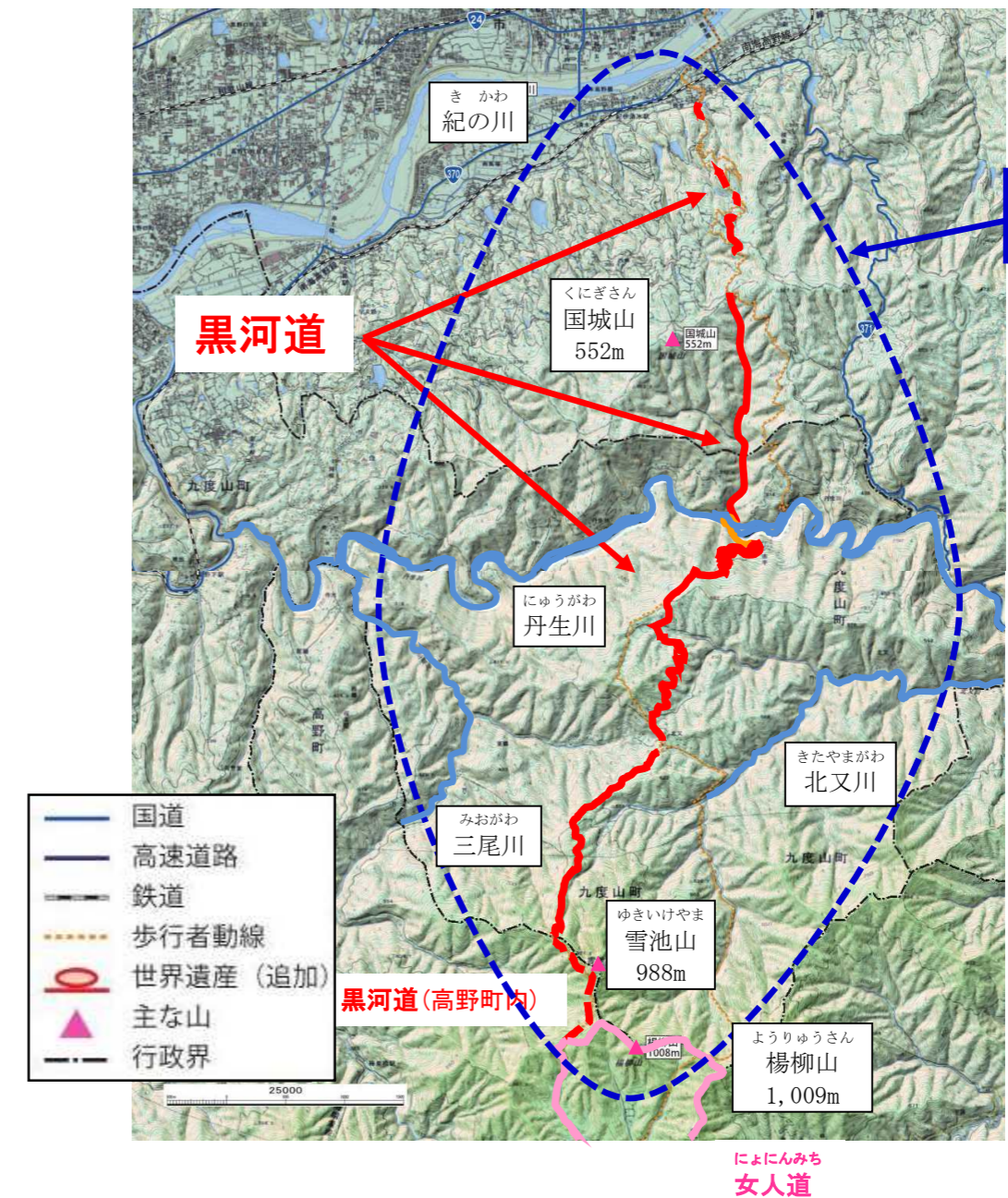
茶堂跡

空海版木
出典) 県教育委員会

1-4 指定する候補地の区域

■ (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域指定の候補地

新たに世界遺産に追加登録されたコアゾーン、バッファゾーンの周辺地域
・橋本市～九度山町：「高野参詣道 黒河道」



2. (仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域の地域特性

2-1 歴史・文化

高野参詣道 黒河道は、交通の要衝であった橋本や大和地域から高野山へと向かう最短経路で、紀の川南岸の橋本市賢堂から国越山を越えて高野山の高野七口に至る古道である。しかしながら、高低差が激しい経路であるため、西隣に通る京大坂道のほうが短時間での参詣が可能であった。

黒河道沿道には参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶堂跡が遺存し、茶堂跡には 19 世紀初頭に彫られたとみられる空海の版木が遺されているなど高野山に密接な関係性を示している。

文禄 3 年(1594 年)に、高野山で禁じられている能楽を行ったことにより、豪雨とともに雷鳴がとどまったことに恐れた豊臣秀吉が、黒河道を馬で駆け下ったことが『紀伊続風土記』に記録されている。

高野山への物資運搬等の生活道等として利用され、高野山建設に携わった人々が住んだ旧黒河村を経る古道が、世界遺産「黒河道」に並行して遺り、現在、高野山に向かうアクセスルートとして利用されている。

現在、黒河道沿道には、定福寺(1 番)から高野町内の粉撞峠(26 番)まで 500m 毎に道標が建てられている。

2-2 地域状況・地域資源

■高野参詣道 黒河道周辺

黒河道の橋本からの入口部に当たる橋本市賢堂地区は、まとまった集落が形成されているが、その他の地域は家屋が点在するのみである。

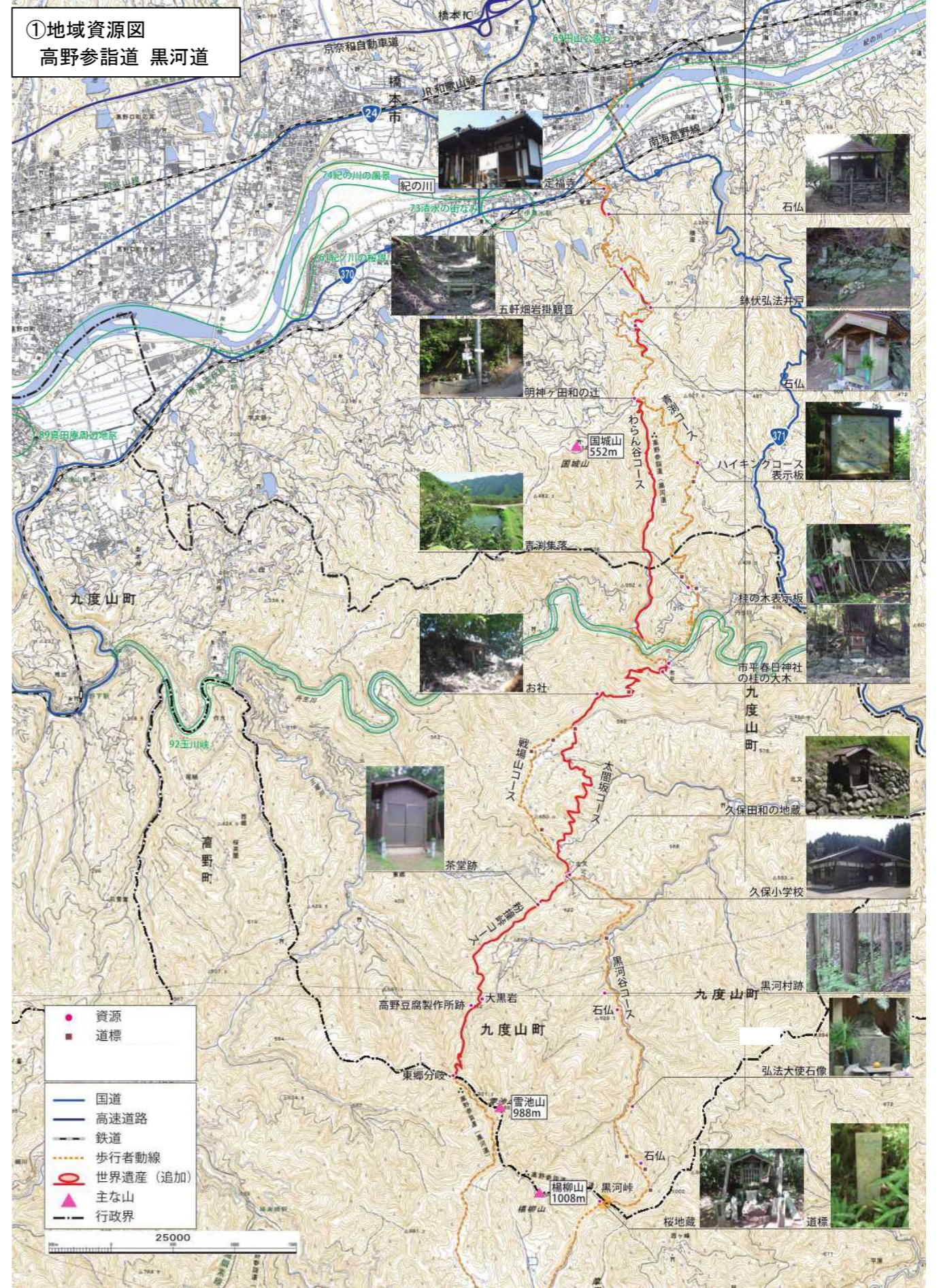
橋本から高野山に向けて、道中 3 箇所峠越えがあり、九度山町と高野町の町境付近には標高 1,000m を超える楊柳山が位置し、高低差の激しい古道となっており、また沿道は人工林と自然林が交互になす樹林に囲まれている

黒河道沿道には、空海の版木が遺された茶堂跡が残され、また黒河道と並行する古道沿道には、高野山の建設に携わった人々が住んだ旧黒河村が位置する等、高野山に密接した遺構等が今も遺っている。

① 地域状況



②地域資源



2-3 観光

2-3-1 観光動線

高野山への観光動線は、国道 370 号や国道 480 号、国道 370 号と並行して走る南海高野線が主となっている。

また、平成 29 年 3 月に阪和自動車道路から直結した京奈和自動車道が高野山への観光の主要動線としての役割を果たしている。

2-3-2 観光客入込動向

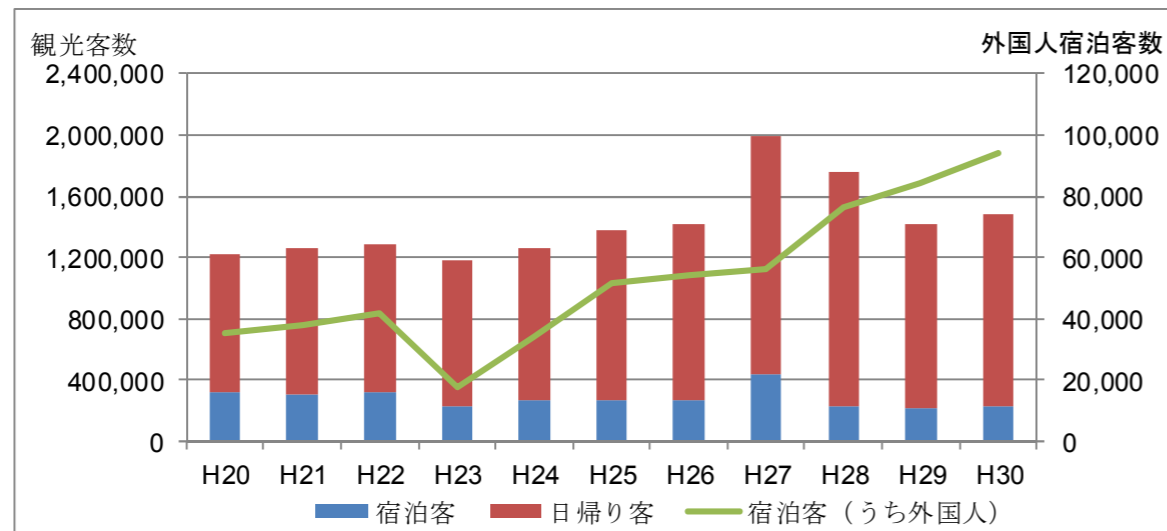
高野山への観光客入込動向は、「観光客動態調査報告書」（和歌山県商工観光労働部観光局）によると以下のとおりである。

- 平成 26 年までは、東日本大震災及び紀伊半島大水害が発生した平成 23 年を除き、宿泊客数が約 30 万人、日帰り客数が約 100 万人前後で、京奈和自動車道等の交通網の整備に伴い観光客は増加傾向であった。
- 高野山開創 1200 年を迎え記念大法会が行われた平成 27 年は、メディア露出が増加したことから、宿泊客数、日帰り客数とも大幅に増加したが、高野山開創 1200 年効果の、NHK 大河ドラマ「真田丸」の放映(平成 28 年)終了により、観光客入込者数は平成 26 年以前に落ち着きを戻している。
- 外国人宿泊数は、増加し続けている。

■高野山への観光客の動向

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
宿泊客	318,064	310,184	315,475	224,891	260,867	269,031	272,863	440,422	224,818	209,946	225,692
(うち外国人)	35,337	38,108	41,946	17,281	33,653	51,840	54,511	56,059	76,645	84,333	93,874
日帰り客	907,688	954,993	969,540	951,556	998,357	1,105,017	1,141,805	1,551,478	1,536,107	1,209,819	1,252,581
合計	1,225,752	1,265,177	1,285,015	1,176,447	1,259,224	1,374,048	1,414,668	1,991,900	1,760,925	1,419,765	1,478,273

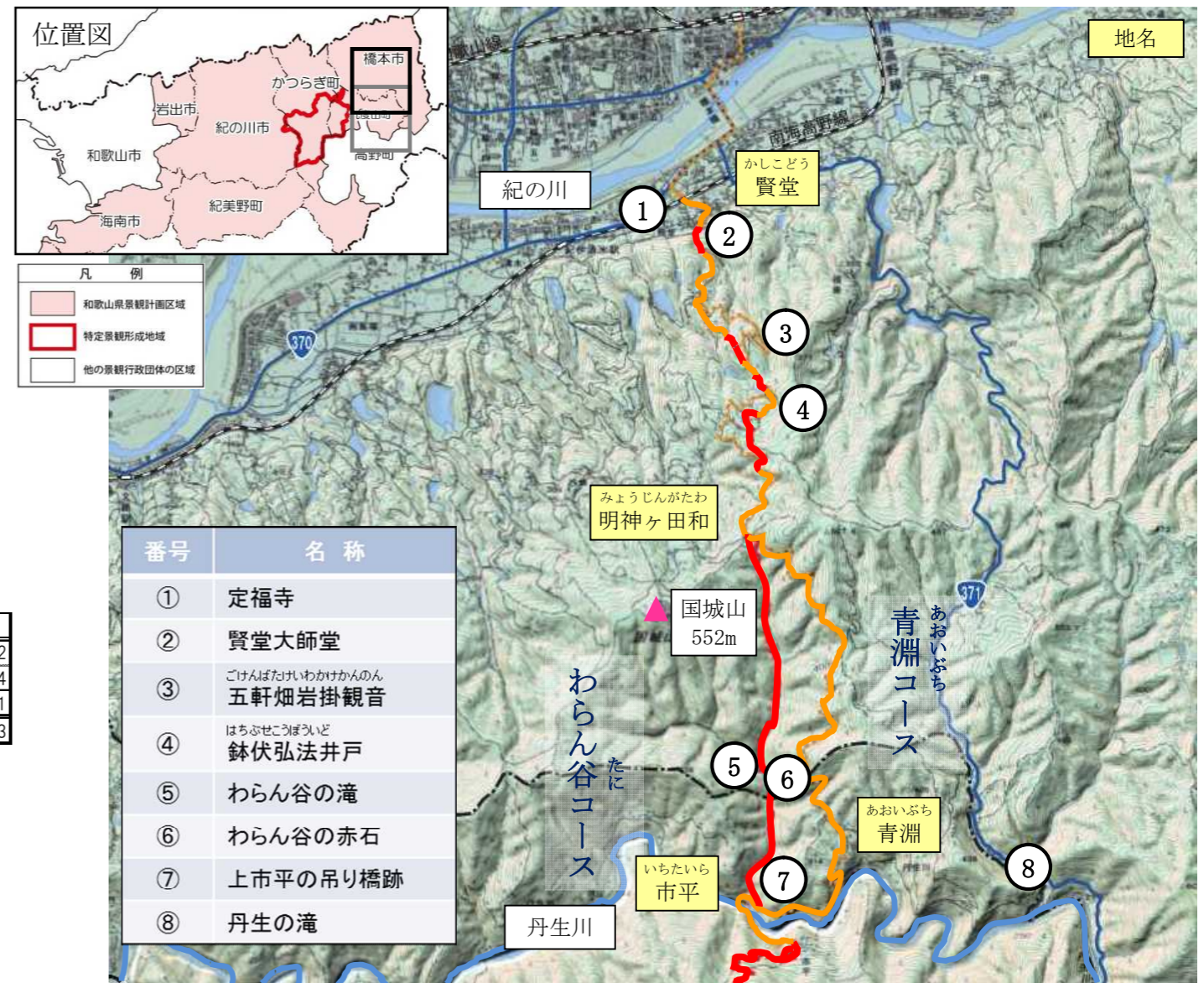
数値引用：「観光客動態調査報告書」（和歌山県商工観光労働部観光局）



高野山への観光客の動向

2-3-3 観光資源

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録された「高野参詣道 黒河道」が位置する。
- 黒河道沿道には参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶堂跡が遺存し、茶堂跡には 19 世紀初頭に彫られたとみられる空海の版木が遺されているなど高野山に密接な関係性を示している。
- 高野山への物資運搬等の生活道等として利用され、高野山建設に携わった人々が住んだ旧黒河村を経る古道が、世界遺産「黒河道」に並行して走り、その沿道には石造物が遺る。



①定福寺

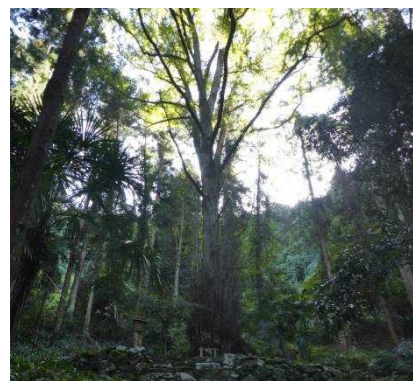


③五軒畑岩掛観音



⑥わらん谷の赤石

■観光資源



⑨市平春日神社のカツラの木



⑩久保田和の地蔵



⑫茶堂跡

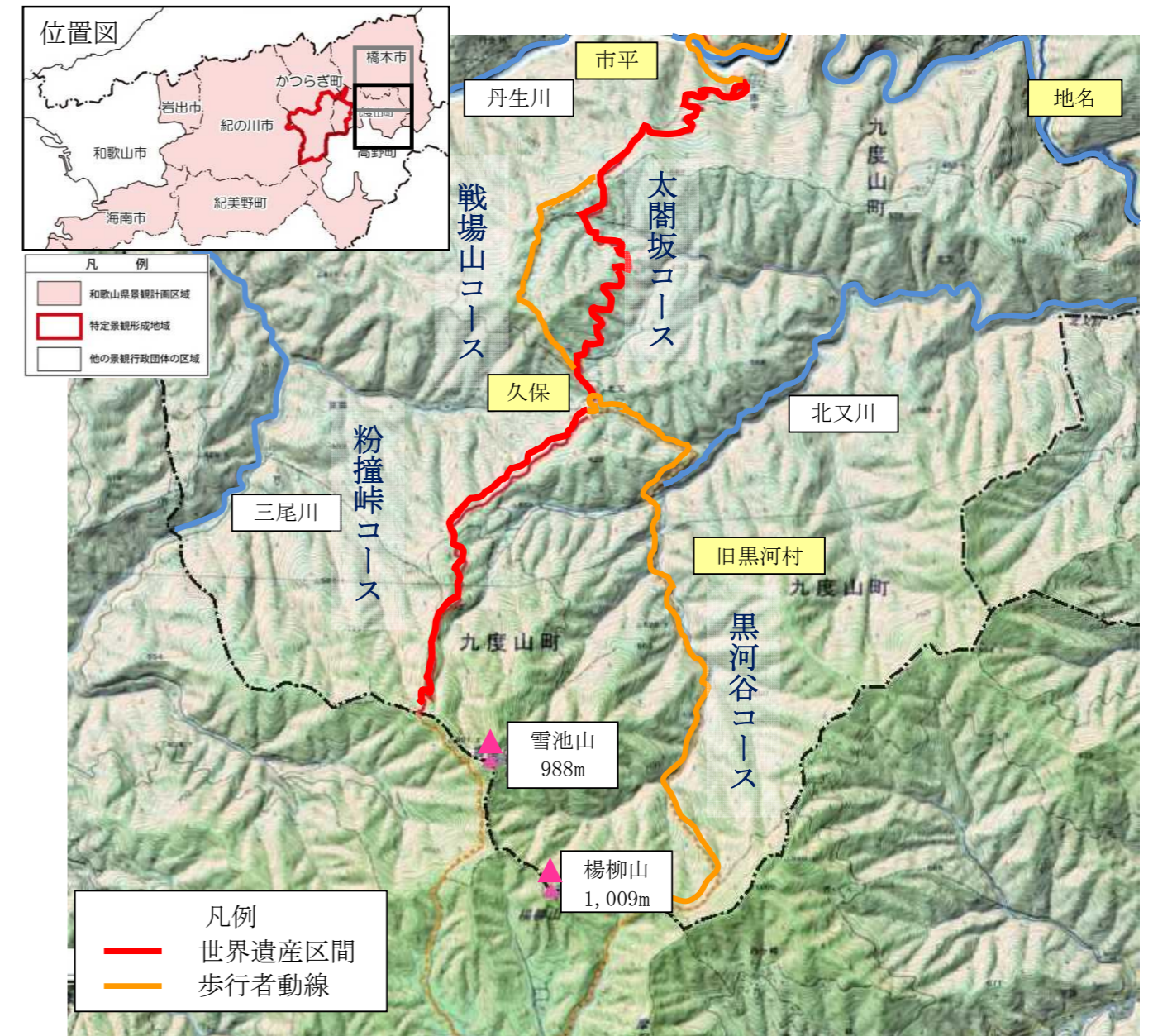
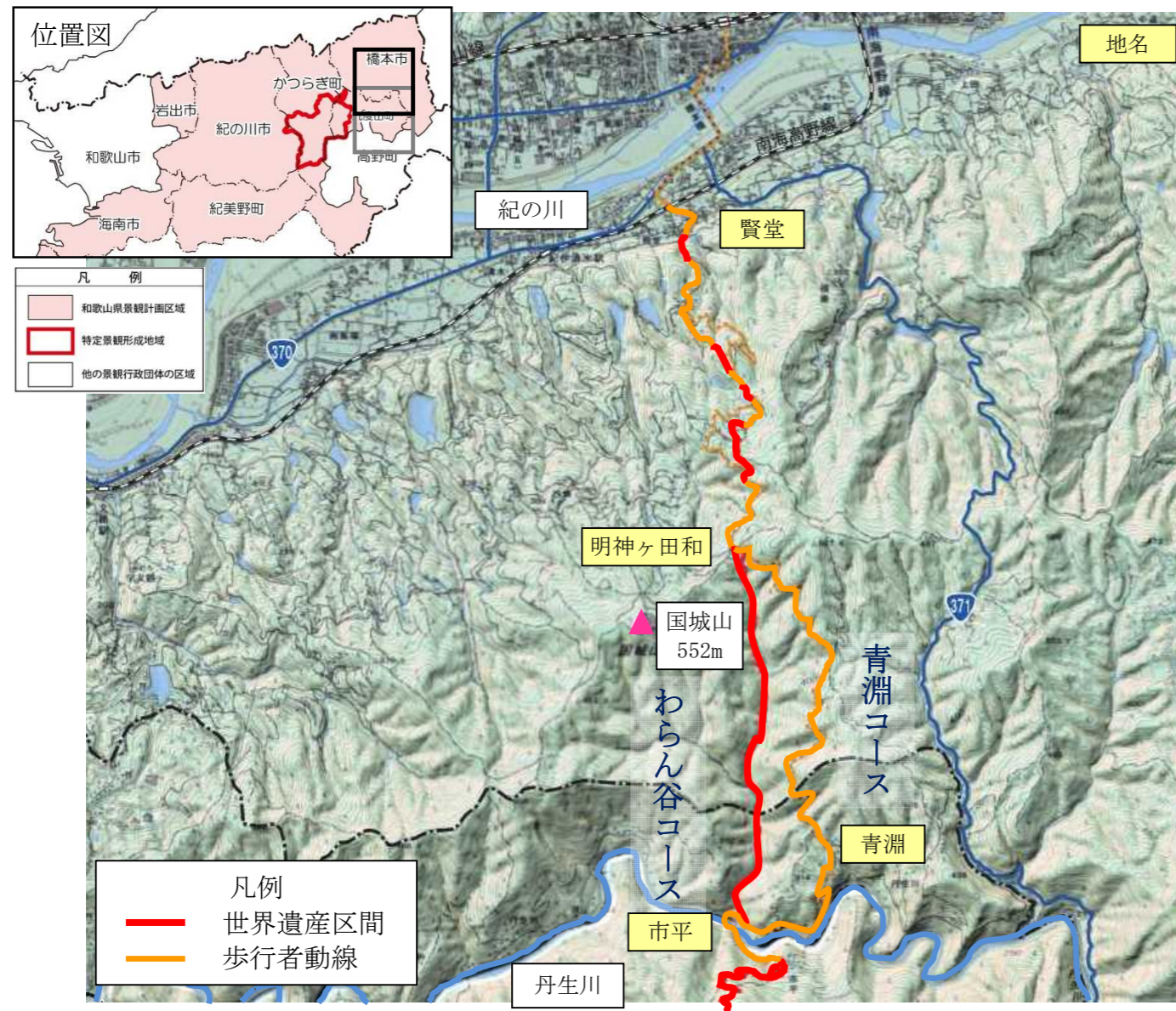
	名称	内容
1	定福寺	高野山真言宗の寺院で橋本市賢堂に所在する。黒河道が寺の東側を通り、定福寺は黒河道に向かって石段の参道が開かれている。創建について詳細な記録は残されていないが、「伊都郡学文路村誌」によると永祿年間(1558～1570)にこの地に建立されたと伝承される。 本尊の木造阿弥陀如来坐像は県指定文化財で10～11世紀のころの作と推定され、浄土信仰が高野山麓の当地にも広がっていたことが伺える。
2	賢堂大師堂	橋本市賢堂に位置し、高野玉川新四国霊場 第二番護摩壇「御堂」と書かれている。
3	五軒畑岩掛観音	橋本市賢堂に位置。橋本市清水。西畑、向副、賢堂、南場馬場を巡る西国写し霊場の一部で2体並ぶ石仏は、右は西国霊場11番の上醍醐寺、左は14番の園城寺となっている。
4	鉢伏弘法井戸	弘法大師の加持水と伝えられる。井戸の隣に1826年の常夜燈と石仏の祠がある。
5	わらん谷の滝	黒河道と並行するらたん谷に位置する落差約5mの滝。
6	わらん谷の赤石	黒河道の沿道に位置する巨石。
7	上市平の吊り橋跡	昭和30年頃に一級水系丹生川に架設された吊り橋。半世紀以上にわたり周辺住民の暮らしを支えてきましたが、平成25年に老朽化のため通行禁止となり、現在は旧橋の一部が遺されている。
8	丹生の滝	県指定名勝となっている玉川峡内にある最大の滝。橋本市と九度山町の境界に位置する。
9	市平春日神社のカツラの木	市平集落の氏神社「春日神社」に九度山町の指定文化財(天然記念物)で、カツラ科の雌株、樹高35m、胸高直径1.1m、根回り8m、樹齢推定300年以上の「カツラ」の大木がある。なお、明治初期にはこの木の周りに18本のカツラが林立し、四季折々に変化する葉の色が楽しめた。
10	久保田和の地蔵	九度山町久保に位置する。弘法大師像と観世菩薩像がおかれ、側面に「右 かうや左 まんに道」と刻まれている。
11	くどやま森の童話館	九度山町久保に所在する旧久保小学校跡地。明治9年に創立し、平成18年休校。平成29年10月より「くどやま森の童話館」として週末に開館し、童話と絵本コーナー。植物・昆虫図鑑や真言密教専門書コーナーが設けられている。
12	茶堂跡・空海の版木	九度山町久保地区に茶堂跡がある。近年まで江戸時代に遡る茶堂が存在したが、老朽化に伴い解体され、かつての建造物よりかなり縮小した小堂として再建されている。茶堂内には、鉄製の茶釜と江戸時代と思われる弘法大師像のお札の版木が遺されており、高野参詣人へのお礼やお茶の接待をしたことを示す貴重な資料となっている。
13	大黒岩	黒河道に面した岩肌で大黒さんの足跡とされている自然石の岩の通称「大黒岩」がある。一説には、弘法大師の足跡とも伝えられており長さ24cm、幅10cの大きさとなっている。
14	高野豆腐製造所跡	九度山町東郷に高野豆腐製造所跡がある。高野豆腐製造所は昭和の初めまでは稼働していたとされている。付近には直径45.5cmの砂岩製の石臼が2点地表に露出する他、コンクリート製の大型の水槽の残欠が3基並んでいる。
15	旧黒河村	高野山建設に携わった人々が移り住んだ集落で、江戸時代には高野山の「番太」(江戸時代に夜警を行った者)の屋敷があった。また高野山に油などを補給した「御番株」という役目を果たしていた人々が住む等高野山と密接な村。現在は集落はない。
16	平地区一石五輪塔	平地区の観音堂付近に遺る15世紀末頃の一石五輪塔。緑泥片岩製で高さ36cm、幅8.2cm、奥行4.8cm。

2-4 地形・地勢

<地形・地勢の状況>

【地形・地勢概要】

- 紀の川沿いの平野には市街地が形成され集落が見られるが、南側には標高 552m の国城山をはじめとする山地がせまっている。
- 峠の明神ヶ田和地区から古道が二股に別れ、紀の川一次支川の丹生川が流れる市平地区で合流する。(わらん谷コース、青淵コース)
- 丹生川南側に標高 600m を超える急峻な山地がせまり、古道は途中から二股に分かれ久保地区で合流する。(太閤坂コース、戦場山コース)
- 久保地区から高野山に向かい古道が二股に分かれ、標高 1,000m を超える楊柳山の東西の峠を抜ける。(粉撞峠コース、黒河谷コース)

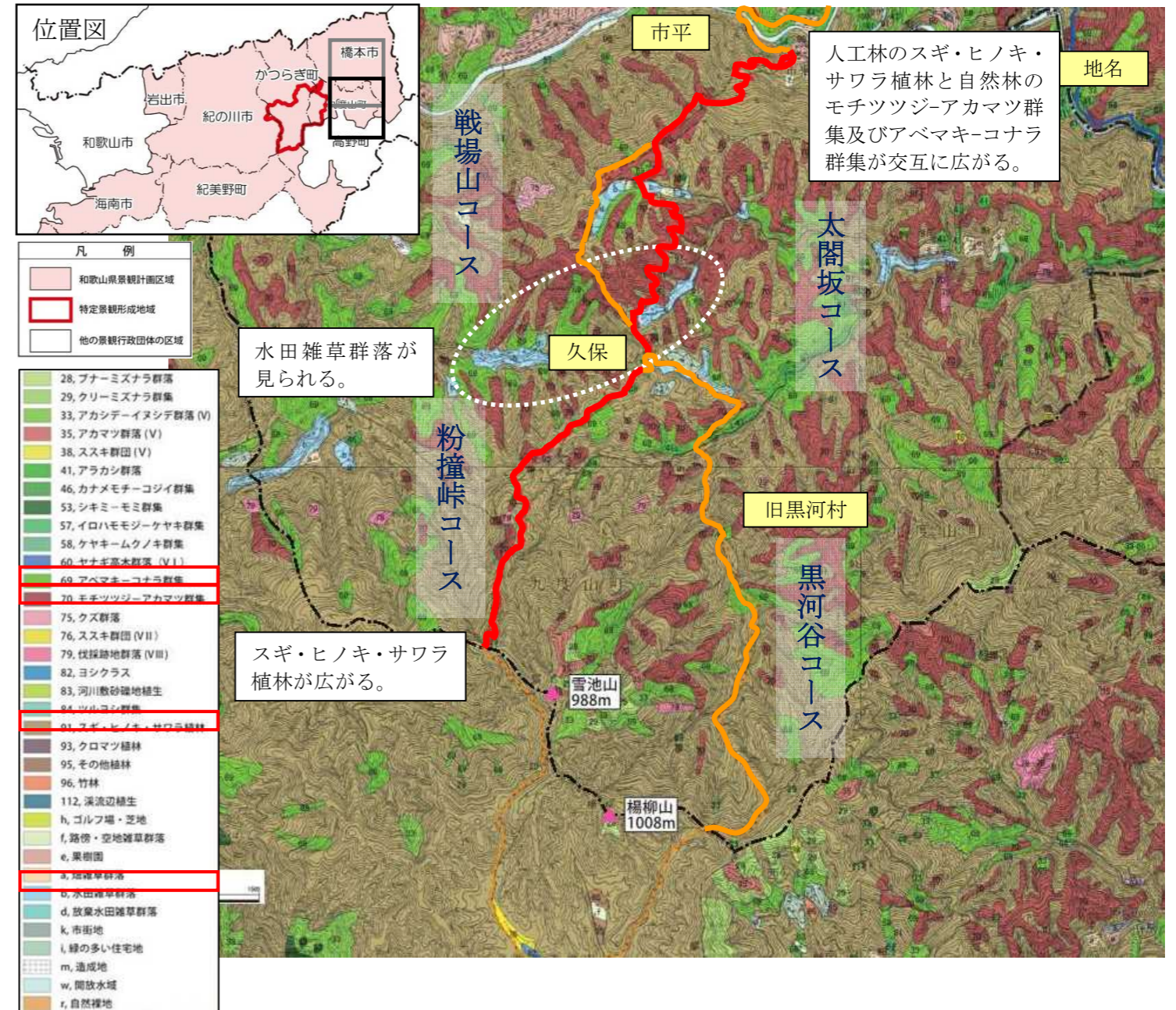
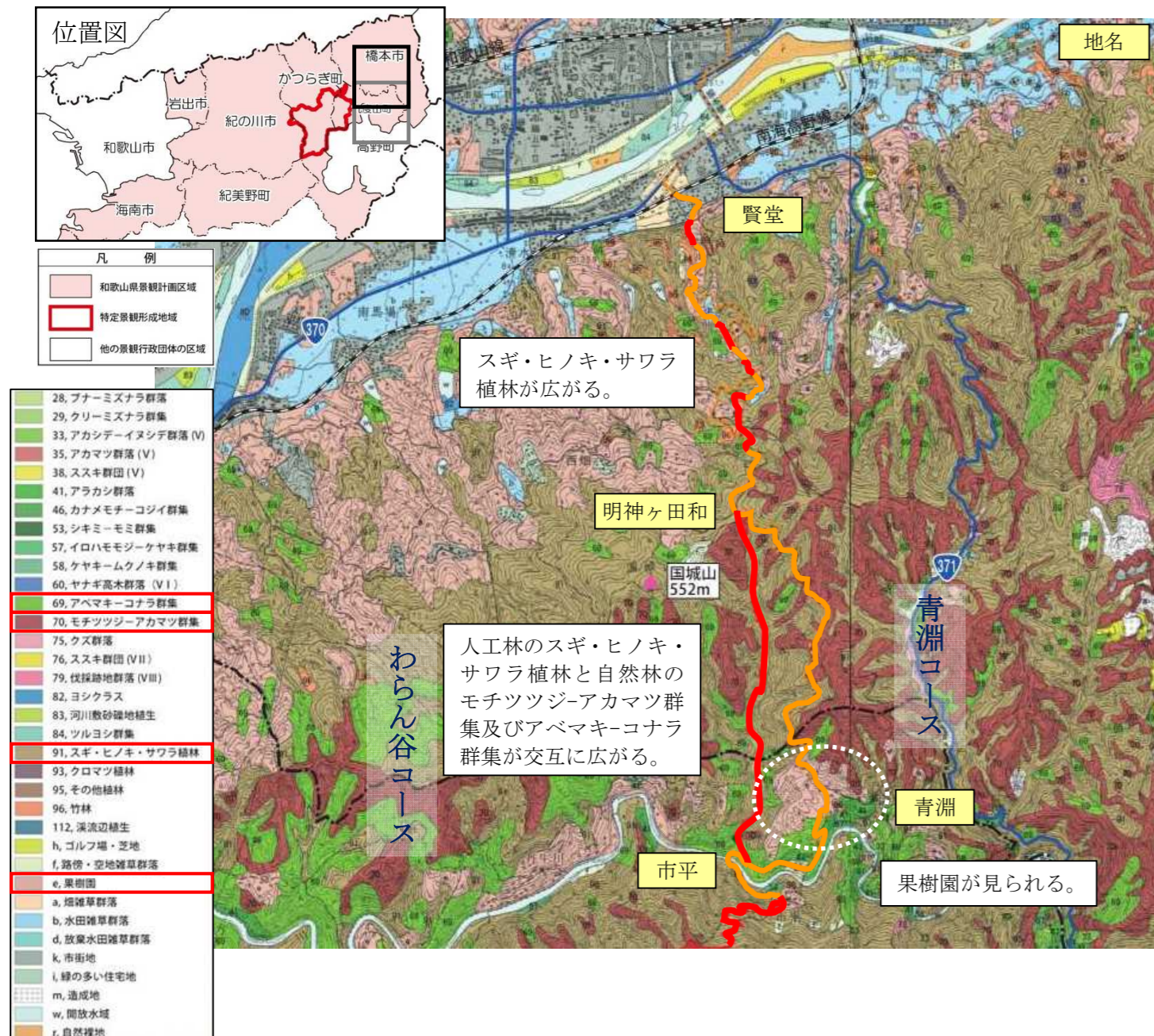


2-5 植生

<植生の状況>

【植生概要】

- 黒河道沿道は、人工林のスギ・ヒノキ・サワラ植林と自然林のモチツツジ-アカマツ群集及びアベマキ-コナラ群集が交互に広がる。
- 丹生川沿いの青淵地区周辺には果樹園が広がる。
- 久保地区周辺には水田雑草群落が見られる。



2-6 法規制の状況

【世界遺産区域】

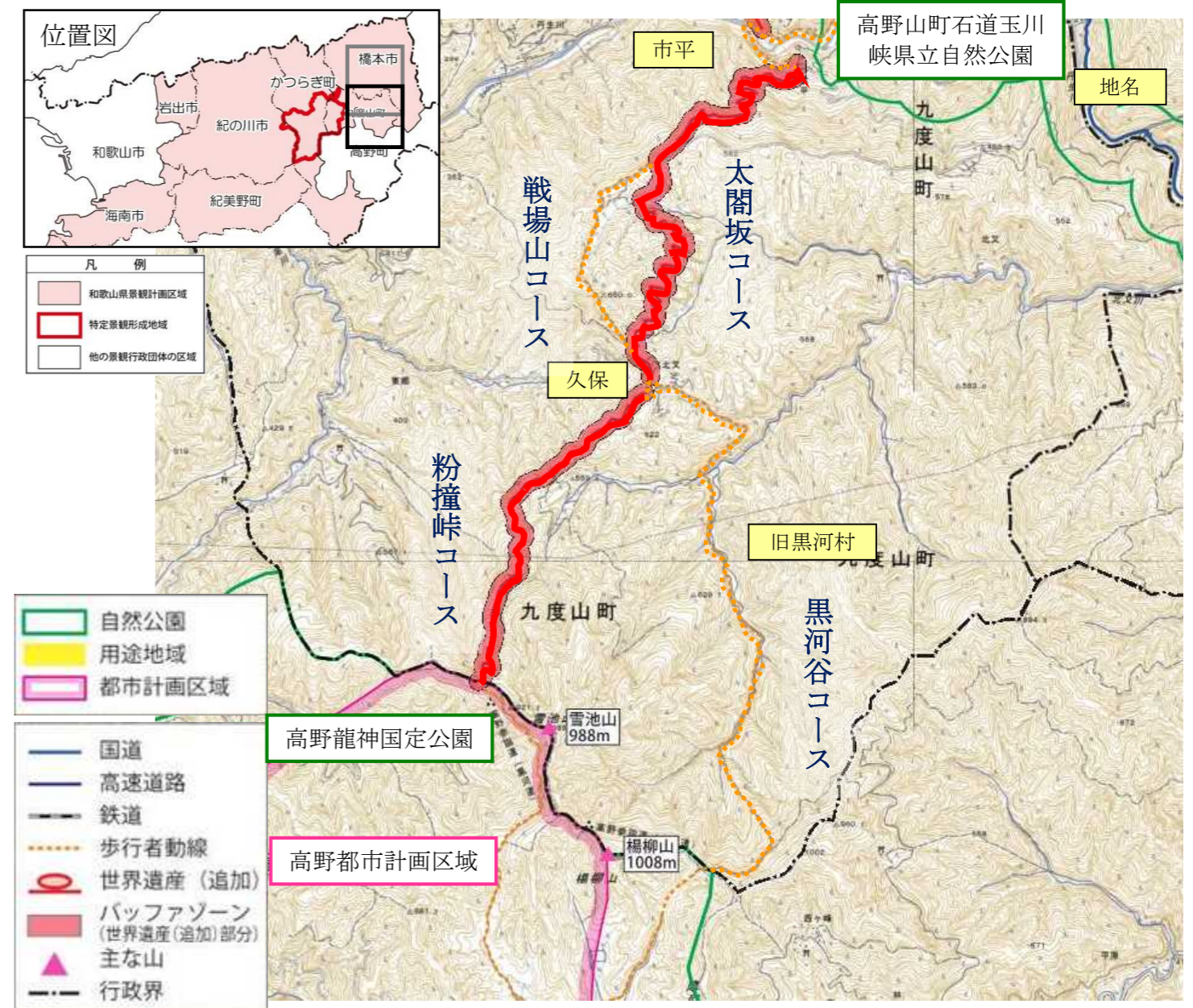
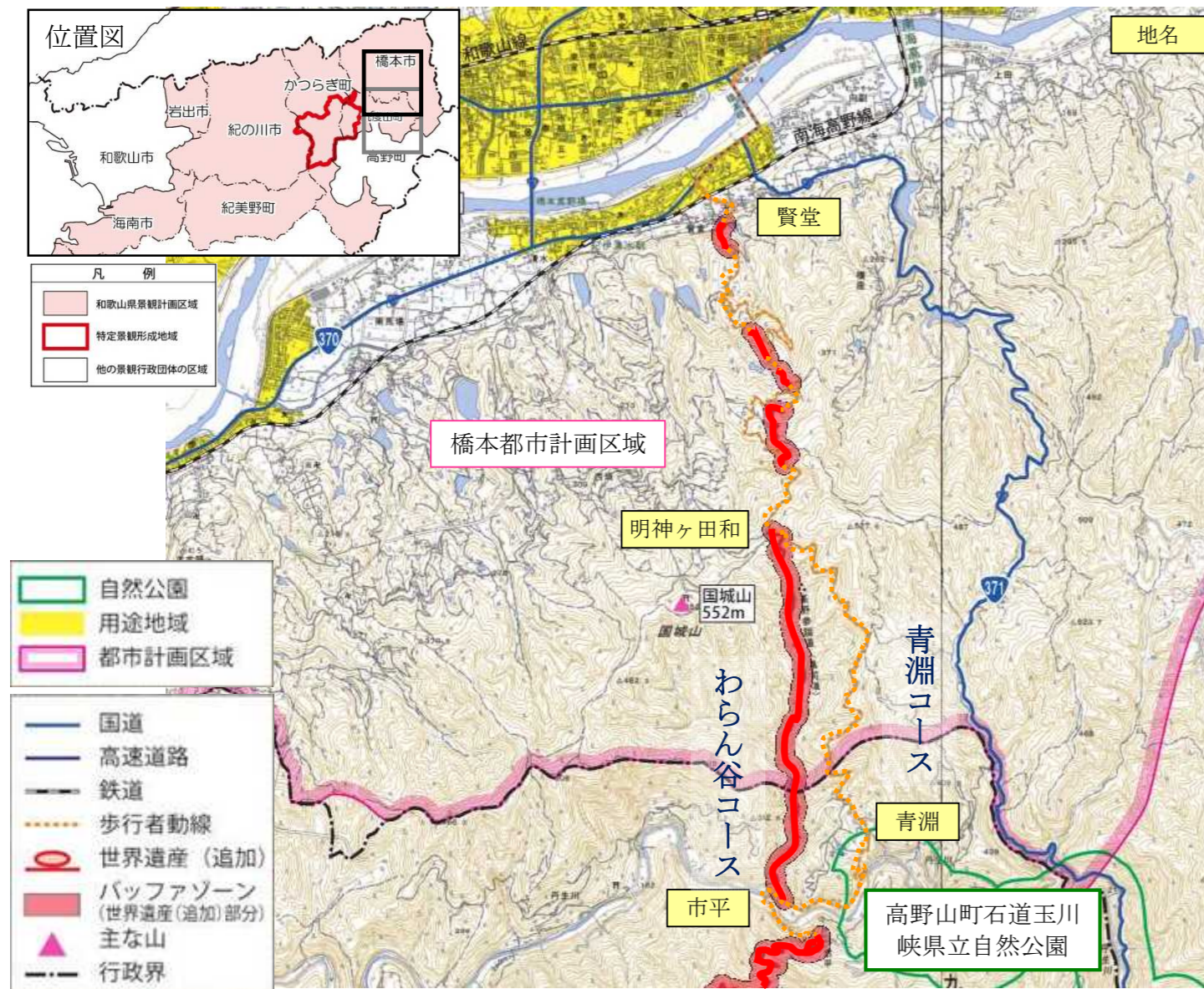
○高野参詣道 黒河道が世界遺産に追加登録されている。

【都市計画区域】

○黒河道が橋本都市計画区域(白地地域:容積 200%/建ぺい 70%)内に含まれ、また高野都市計画区域(白地地域:容積 200%/建ぺい 70%)に隣接する。

【自然公園区域】

○高野龍神国定公園、高野山町石道玉川峡県立自然公園区域が隣接する。



2-7 景観特性の類型化

2-7-1 景観の捉え方

景観を「見る場所（眺望点）」から「見る対象（視対象）」までの距離の違いによって見え方が異なり、景観としての捉え方も異なってくる。また、一つの景観の中に距離が異なる景観が存在すると奥行きを感じることができることから、奥行き感を近景、中景、遠景に分けて、景観を捉える。

【近景】

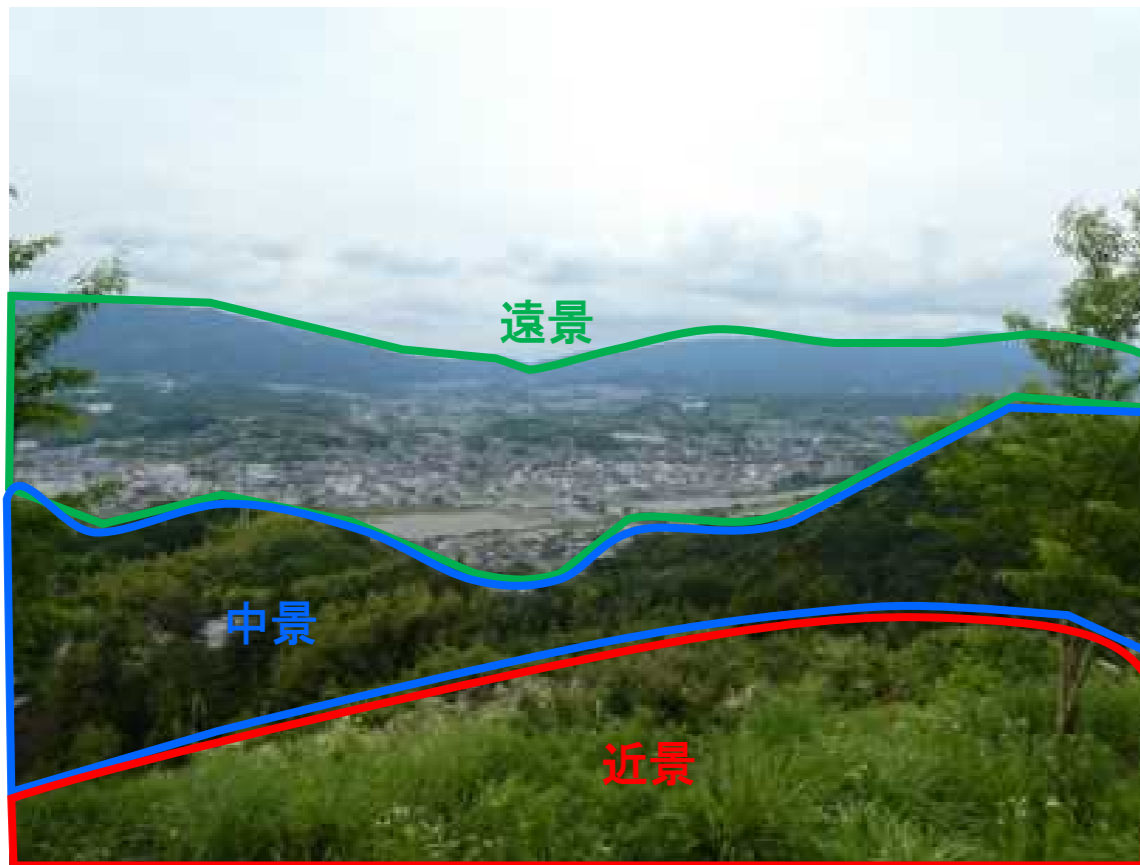
- ・個々の樹木や施設の特徴や質感をはっきりと認識でき、視対象との親密さを感じることができる景観。

【中景】

- ・個々の樹木や施設のアウトラインや質感を見分けることはできるが、個々のディテールは認識できない景観。

【遠景】

- ・個々の樹木や施設を見分けることは困難で、全体のアウトラインやスカイラインなどを奥行きのない背景としてしか認識できない景観。



写真：五軒畑岩掛観音から和泉山脈方面への眺望

2-7-2 景観類型化

景観を見る場所（眺望点）、景観を見る主体（人）、見る対象（距離）の関係から、3つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理した。

見る場所 (眺望点)	見る主体 (人)	見る対象 (距離)
黒河道（世界遺産）から	県民・来訪者	近景
		中景・遠景
歩行者動線から		近景・中景・遠景

①黒河道（世界遺産）の景観

- ・黒河道の景観（世界遺産のコア・バッファゾーン）
- 文化的価値を持つ世界遺産の景観



②黒河道（世界遺産）から望む景観

- ・黒河道の眺望点から見える景観
- 文化的景観として価値を持つ眺望景観



③歩行者動線沿道の景観

- ・世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の景観
- ・高野山へのアクセスルートとしての沿道景観
- 文化的景観として価値を持つ沿道景観
- 地域の景観の角の保全



2-7-3 黒河道周辺の景観特性（類型別）

(1) 黒河道（世界遺産）の景観（再掲）

① 地域資源（歴史・文化、自然等）

【高野山参詣道黒河道】

- ・黒河道は、江戸時代に交通の要衝であった橋本から高野山へと向かう最短経路で、山麓の紀の川岸沿いから女人道の子継峠に合流するまでの経路である。しかしながら、3箇所の子継峠があり高低差が激しい経路であるため、西隣を通る高野参詣道京大坂道のほうが短時間での参詣が可能であった。
- ・沿道には、参詣者に湯茶を供するために利用されていた茶堂跡が遺存している。茶堂跡には19世紀初頭に彫られたとみられる空海の版木が遺されており、江戸時代以来の高野山と黒河道との密接な関係性を示す。



【黒河道】



【茶堂跡】

② 地形・地勢

【地形・地勢概要】

- ・紀の川沿いの平野には市街地が形成され集落が見られるが、南側には標高 552m の国城山をはじめとする山地がせまっている。
- ・峠の明神ヶ田和地区から古道が二股に分かれ、紀の川一次支川の丹生川が流れる市平地区で合流する。（わらん谷コース、青淵コース）
- ・丹生川南側に標高 600m を超える急峻な山地がせまり、古道は途中から二股に分かれ久保地区で合流する。（太閤坂コース、戦場山コース）
- ・久保地区から高野山に向かい古道が二股に分かれ、標高 1,000m を超える楊柳山の東西の峠を抜ける。（粉撞峠コース、黒河谷コース）

【主な山】

- ・国城山：552m、雪池山：988m、楊柳山：1,008m

【主な河川】

- ・紀の川（1級河川）、丹生川（1級河川）

③ 植生

- ・黒河道沿道は、人工林のスギ・ヒノキ・サワラ植林と自然林のモチツツジ-アカマツ群集及びアバマキ-コナラ群集が交互に広がる。
- ・丹生川沿いの青淵地区周辺には果樹園が広がる。
- ・久保地区周辺には水田雑草群落が見られる。

④ 法規制

【世界遺産区域】

- 高野参詣道 黒河道が世界遺産に追加登録されている。

【都市計画区域】

- 黒河道が橋本都市計画区域（白地地域：容積 200%/建ぺい 70%）内に含まれ、また高野都市計画区域（白地地域：容積 200%/建ぺい 70%）に隣接する。

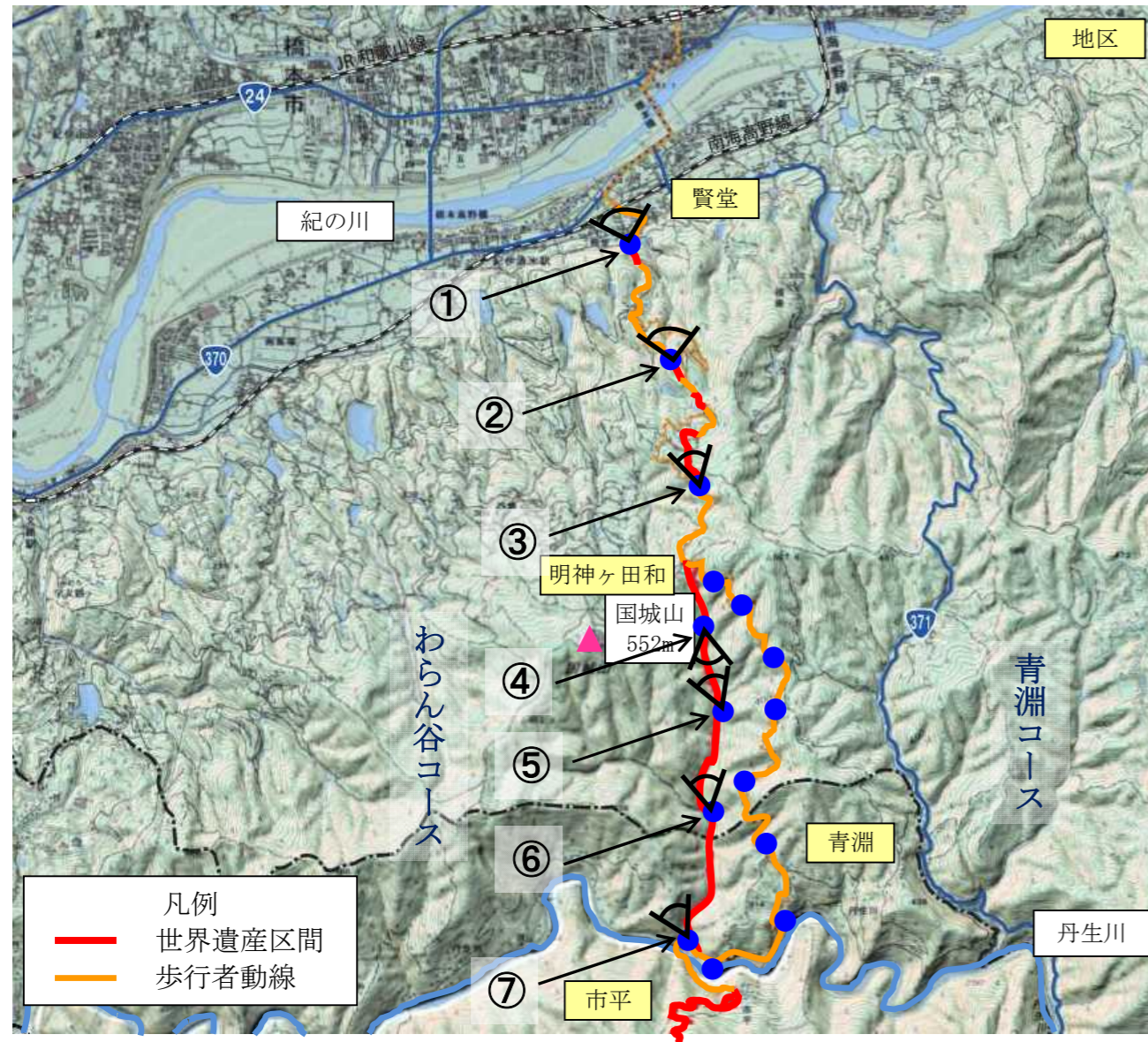
【自然公園区域】

- 高野龍神国定公園、高野山町石道玉川峡県立自然公園区域が隣接する。

(2)黒河道（世界遺産）及び歩行者動線から望む景観

①黒河道からの眺望景観

1) 世界遺産区間【賢堂～明神ヶ田和～市平】



賢堂大師堂から北側を望む

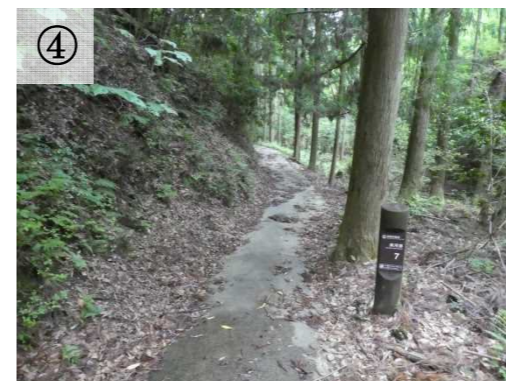


五軒畑岩掛観音から北側を望む



鉢伏弘法井戸付近の黒河道

・紀の川南岸から五軒畑岩掛観音付近までは、北側の橋本市の市街地景観を望むことができる。
 ・五軒畑岩掛観音～明神ヶ田和は黒河道沿道は樹林に囲まれており、眺望景観は得られない。



道標7付近の黒河道(わらん谷コース)



道標8付近の黒河道(わらん谷コース)



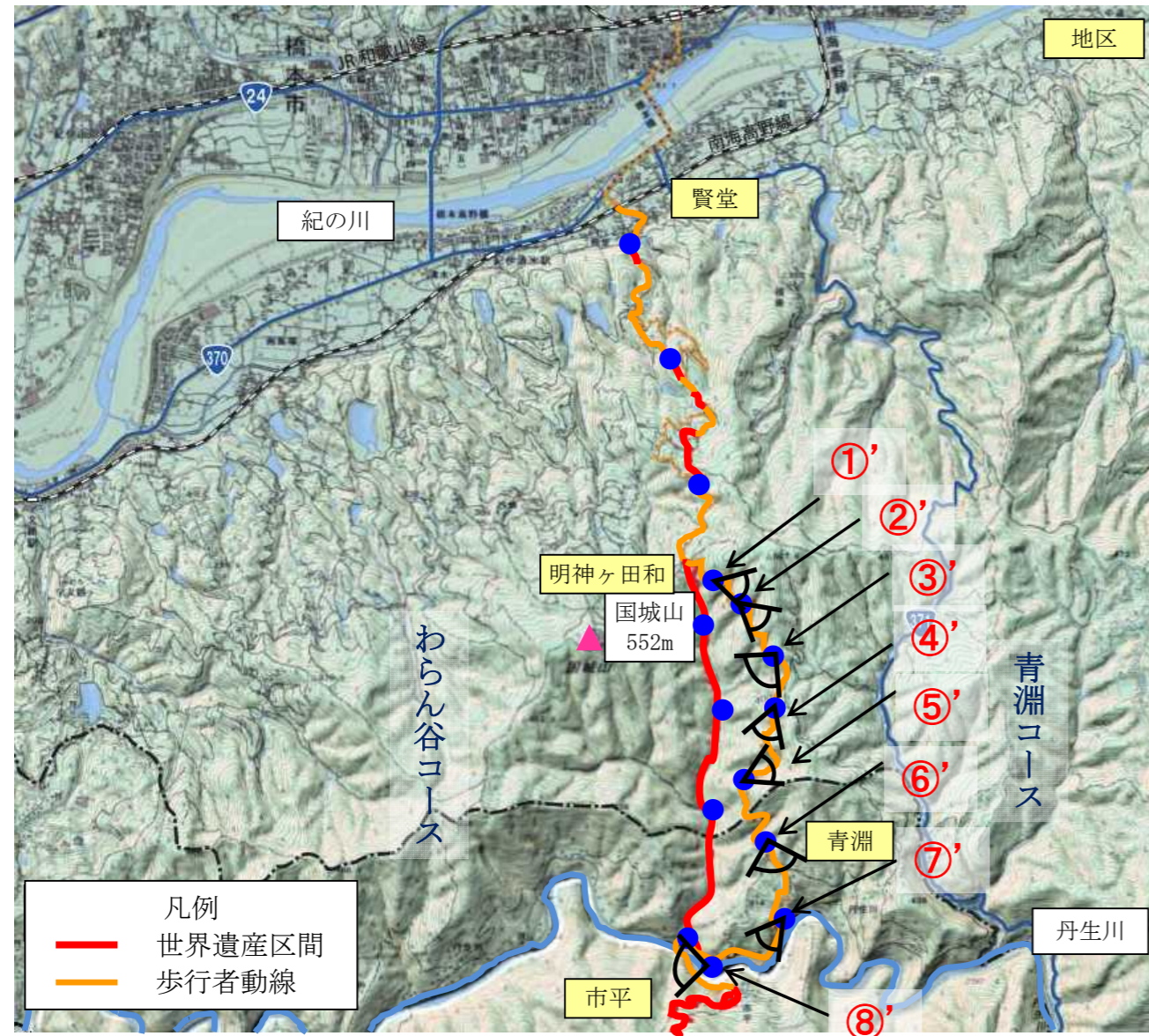
わらん谷の赤石付近の黒河道(わらん谷コース)



道標10付近の黒河道(わらん谷コース)

・黒河道【明神ヶ田和～市平】は谷地形で、また沿道は樹林に囲まれており、眺望景観はほとんど得られない。

2) 歩行者動線（高野山へのアクセスルート）【賢堂～明神ヶ田和～市平】



青淵コースの歩行者動線



歩行者動線から南側を望む



歩行者動線から南側を望む



青淵コースの歩行者動線

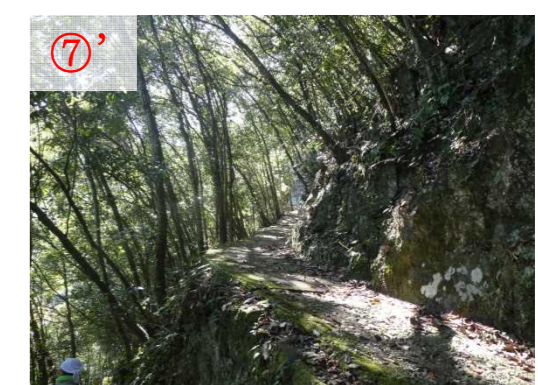


青淵コースの歩行者動

・歩行者動線【明神ヶ田和～青淵】は、所々で眺望景観を得られる地点はあるが、樹林に囲まれた区間が多くを占める。



青淵地区から南側を望む



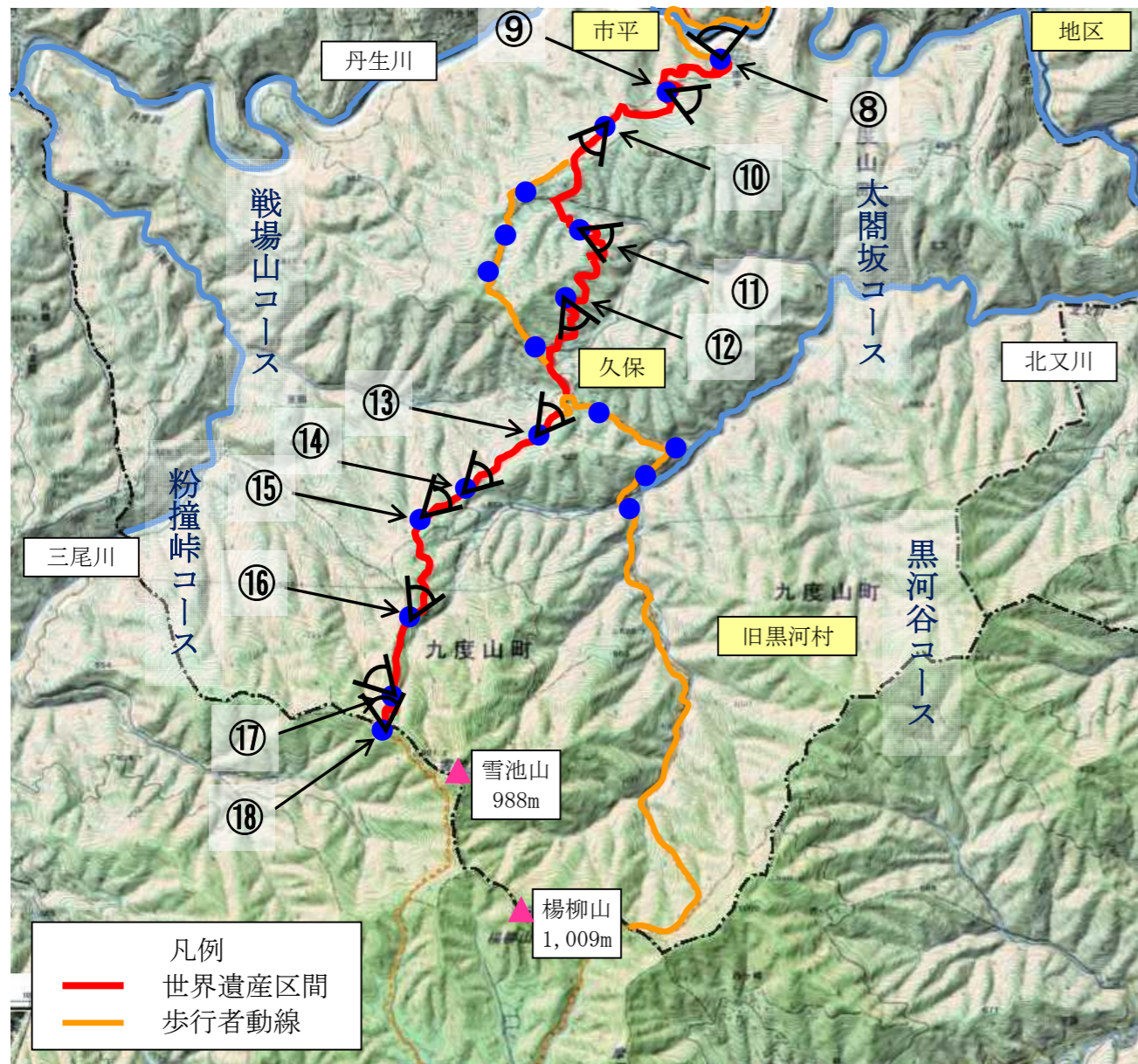
青淵地区～県道の歩行者動線



県道から丹生川沿いを望む

・青淵地区には家屋があり、歩行者動線沿道には果樹園が広がる。
 ・青淵地区から県道の間は急峻な坂道で沿道は樹林に囲まれているが、県道沿いは丹生川沿いの山並み景観が広がる。

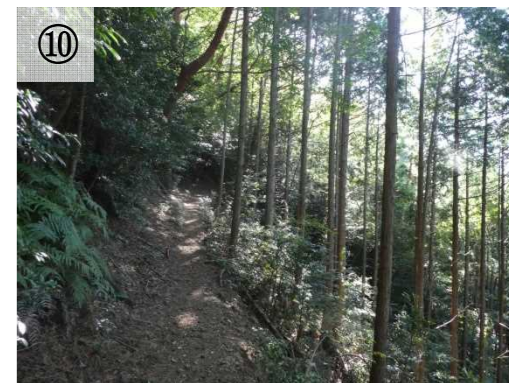
3) 世界遺産区間【市平～久保～町境】



道標 12 付近から北側を望む



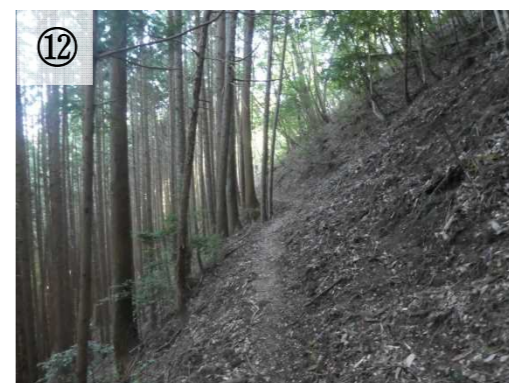
道標 13 付近の黒河道



道標 14 付近の黒河道

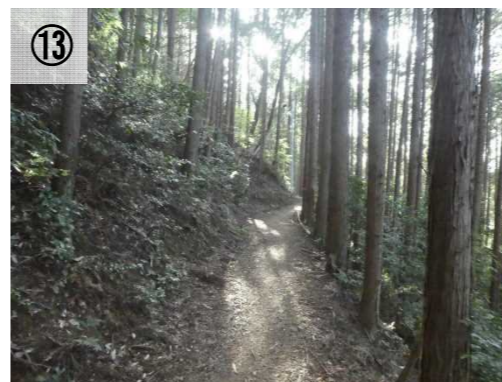


道標 16 付近の黒河道(太閤坂コース)



道標 18 付近の黒河道(太閤坂コース)

・黒河道【市平～久保】沿道は樹林に囲まれており、眺望景観はほとんど得られない。



道標 20 付近の黒河道(粉撞峠コース)



茶堂跡付近の黒河道(粉撞峠コース)



道標 21 付近の黒河道(粉撞峠コース)



道標 22 付近の黒河道(粉撞峠コース)



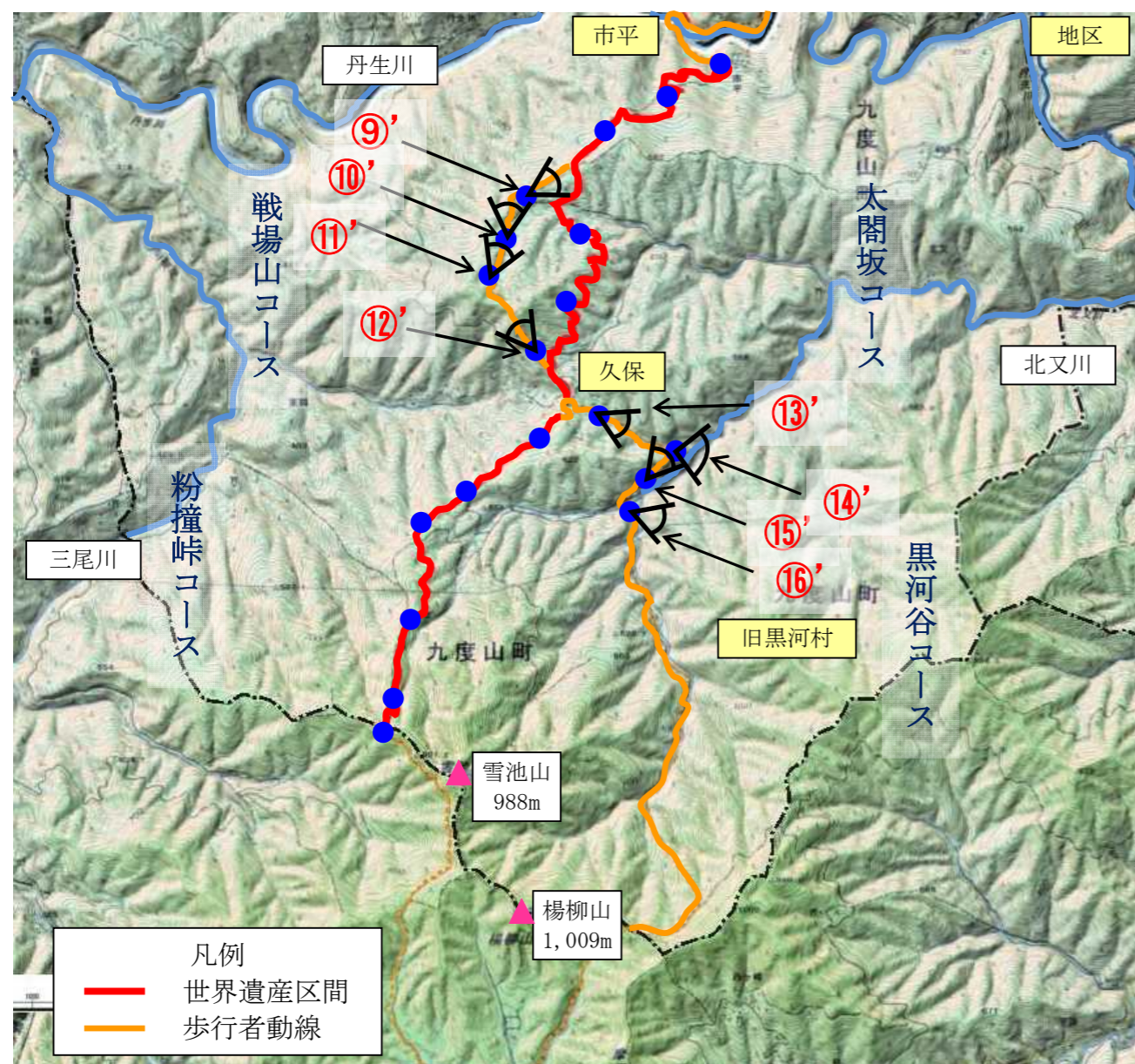
道標 23 付近の黒河道(粉撞峠コース)



ひがしごう
東郷分岐から北側を望む

・黒河道【粉撞峠コース】沿道は樹林に囲まれており、眺望景観はほとんど得られない。

4) 歩行者動線（高野山へのアクセスルート）【市平～久保～町境】



戦場山コースの歩行者動線



戦場山コースの歩行者動線



戦場山コースの歩行者動線

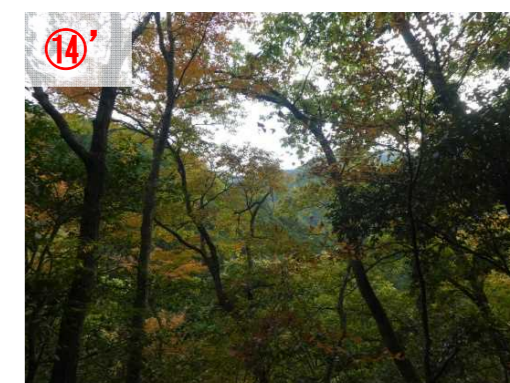


戦場山コースの歩行者動線

・歩行者動線【戦場山コース】は、所々で眺望景観を得られる地点はあるが、樹林に囲まれた区間が多くを占める。



くどやま森の童話館付近の歩行者動線



歩行者動線から東側を望む



黒河谷コースの歩行者動線



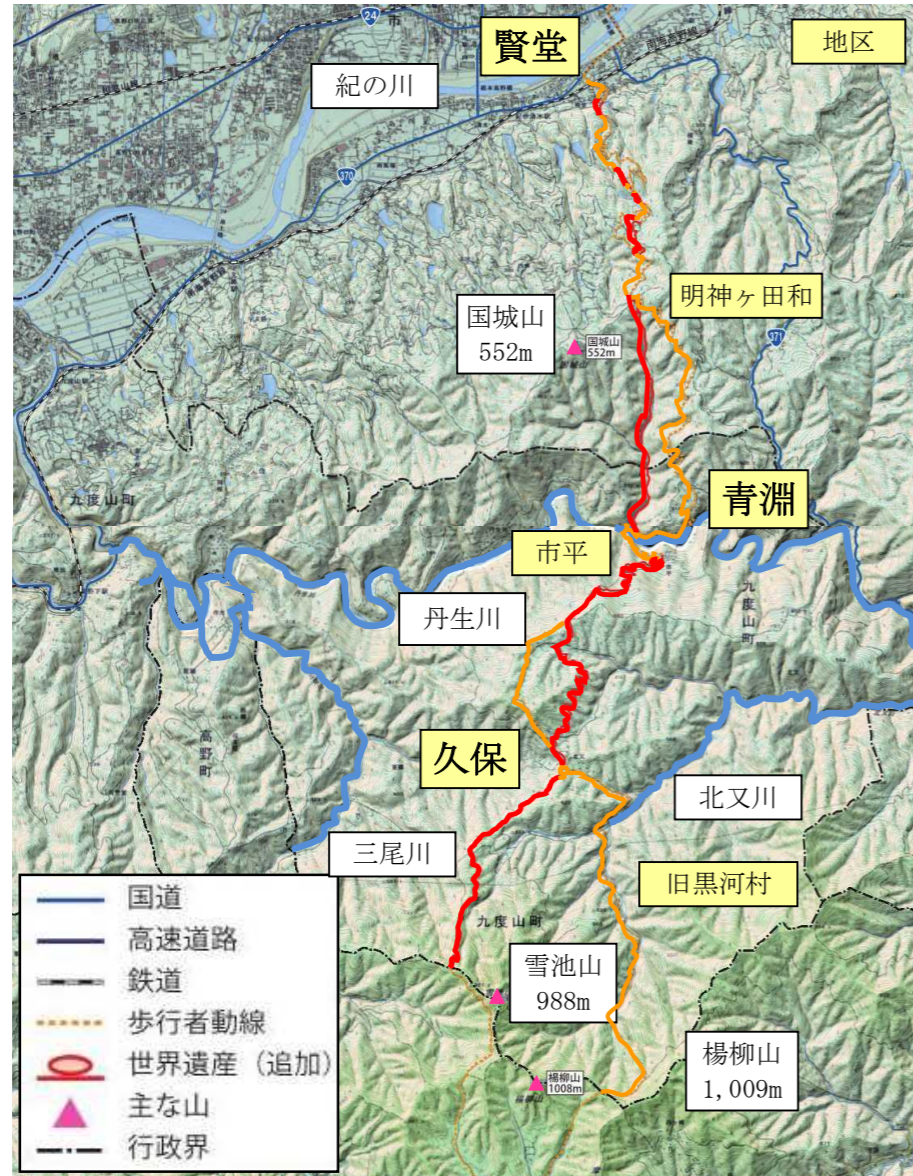
黒河谷コースの歩行者動線

・歩行者動線【黒河谷コース】は、所々で眺望景観を得られる地点はあるが、樹林に囲まれた区間が多くを占める。

②集落景観

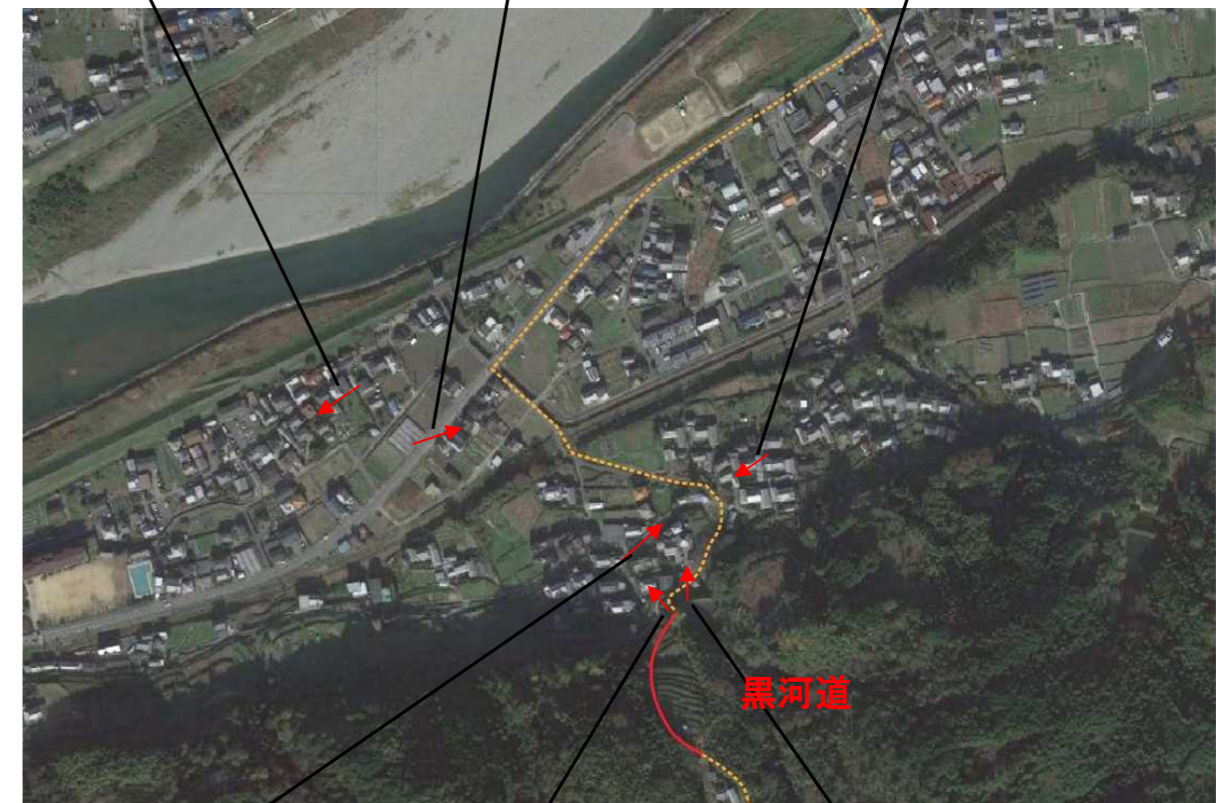
■黒河道沿道の集落景観

- ・紀の川南岸の賢堂地区では平野部に市街地が形成されている。
- ・青淵地区、久保地区で家屋複数見られる以外は、沿道には家屋が点在している。



■紀の川沿川【賢堂集落周辺】

- ・県道橋本五條線沿道は、用途地域(第一・二種住居地域、近隣商業地域)に含まれ、新しい住宅が多いが落ち着いた色合いの住宅となっており、趣のある建築物や生け垣が落ち着いた雰囲気を創出している。
- ・集落内は、2階建ての戸建て住宅が大部分を占め、落ち着いた色合いの住宅が多い。
- ・屋根の素材は瓦屋根が多く、形状は切妻屋根が多いが、部分的に残っている伝統的な日本家屋は入母屋屋根となっている。



賢堂地区



青淵地区



久保地区



3. 特定景観形成地域の指定区域（案）

3-1 指定の方向性

- ・世界遺産周辺においては、特定景観形成地域の指定を行い、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全していく。

【指定の方向性】

- ①世界遺産等の地域資源と一体的な文化的景観を有する範囲を拡大する
- ②来訪者の視点から、世界遺産や歩行者動線から望むことができる範囲を指定する
- ③文化的景観を阻害する行為について制限する
- ④近景・中景・遠景ごとの景観を踏まえ、区域と制限の内容を検討する
- ⑤市街地については、歴史文化資源の状況を踏まえ、生活環境と景観保全の調和に配慮した区域とする
- ⑥隣接する既存の特定景観形成地域との関連性を踏まえ、整合を図る

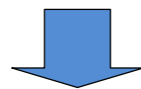
【黒河道における区域設定の考え方】

世界遺産「黒河道」

- ・樹林（人工林と自然林）に囲まれた区間が多く占め、眺望景観を得られる区間は限定的。
- ・世界遺産沿道はバッファゾーンに指定され、世界遺産条例の規制を受ける。

世界遺産「黒河道」に並行する歩行者動線沿道

- ・世界遺産区間と同様に、古くから古道が形成され、歴史的価値を有する。
- ・現在、高野山に向かうアクセスルートとして利用されている。
- ・樹林（人工林と自然林）に囲まれた区間が多く占め、眺望景観を得られる区間は限定的。
- ・歩行者動線沿道は規制を受けず、人工林の伐採等による眺望景観の変化の恐れがあり、古道沿道だけでなく周辺地域を含めた一体的な景観形成が必要。



周辺地域を含めて一体的に特定景観形成地域として指定

3-2 指定の基本方針

- ・世界遺産に追加登録された「高野参詣道 黒河道」と一体的に文化的景観、自然景観を形成する地域を類型化。

- ①黒河道（世界遺産）の景観
- ②黒河道（世界遺産）から望む景観
- ③世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線の景観

3-3 指定区域における境界の設定

- ・特定景観形成地域の指定区域境界は、地形地物や行政界等の分かりやすい区域界で設定する。

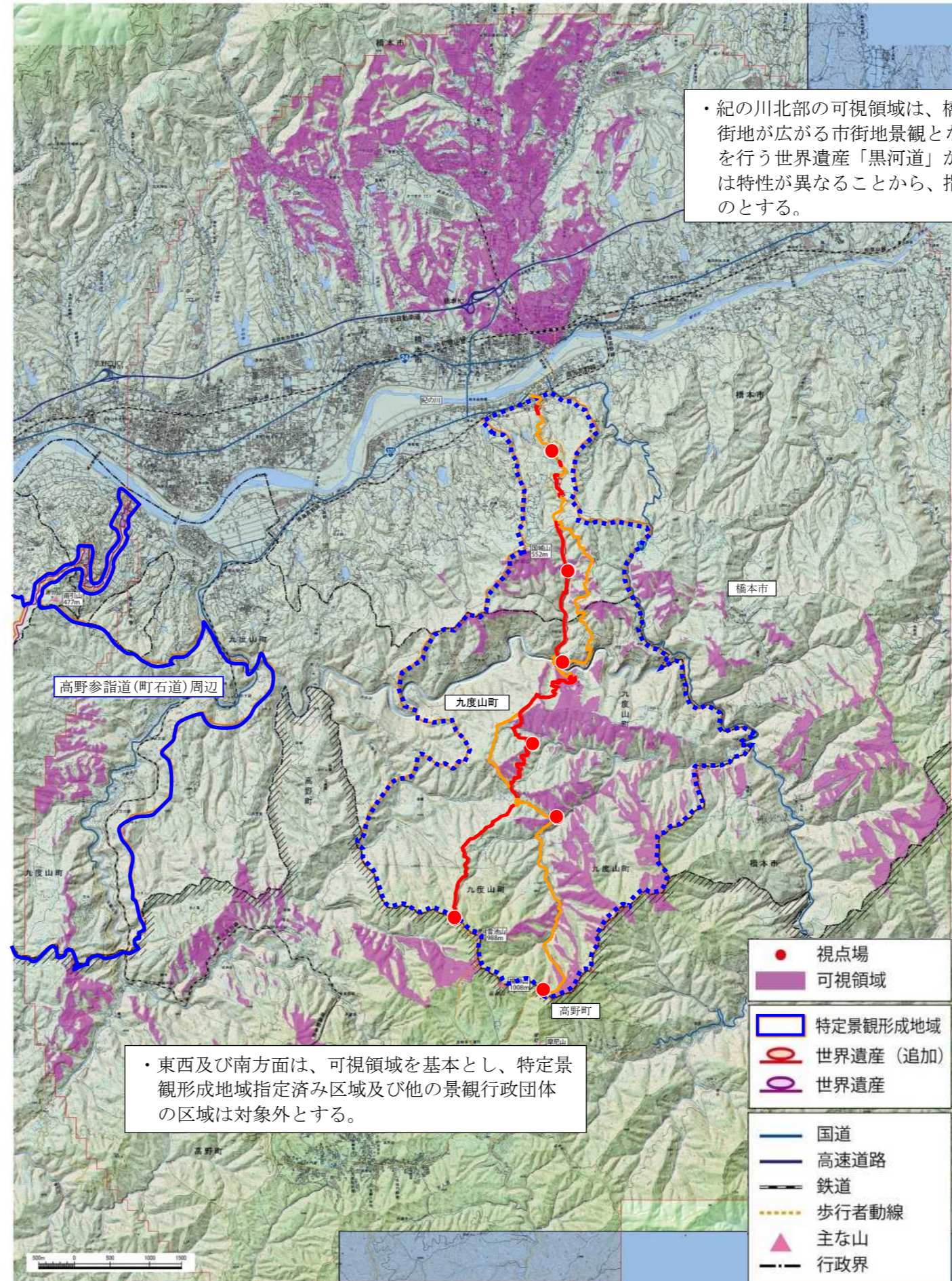
【指定区域境界の基本的な範囲】

- ①世界遺産区域、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える範囲（可視領域界）
- ②地形的な要因で明確に設定できる境界（尾根筋、谷筋、河川、海岸など）
- ③行政界、都市計画区域等の既に明確に決められている境界

3-4 指定区域の検討範囲

■ 指定区域の検討図【可視領域】

世界遺産区域及び世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線から見える範囲は右図のとおりとなる。

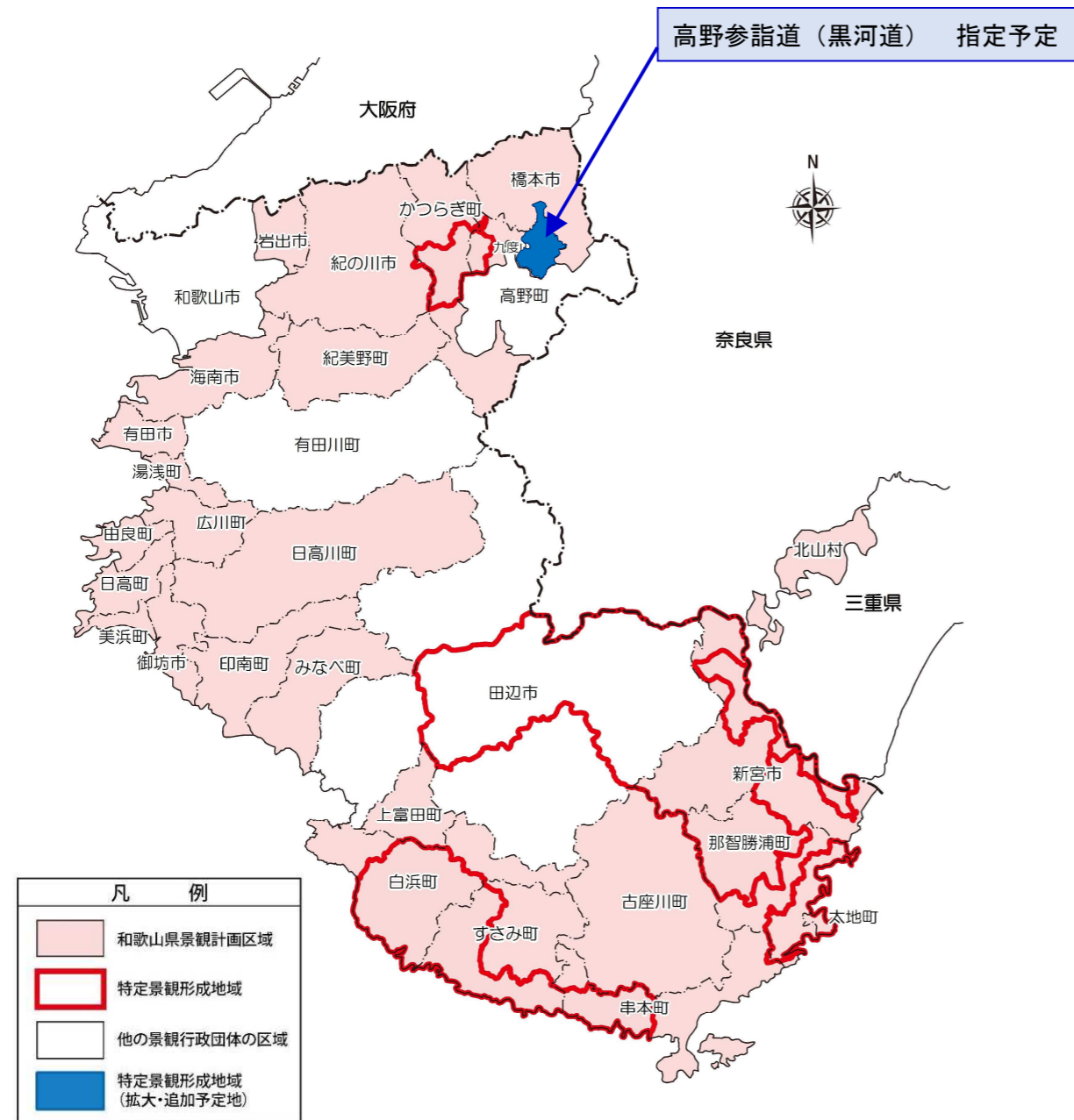


3-5 指定区域の範囲（結果）

■（仮称）高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域

- ①平成28年10月24日に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録された橋本市、九度山町内の「高野参詣道 黒河道」周辺地域について「（仮称）高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域」に指定する。
- ②世界遺産を結ぶ及び世界遺産と並行する歩行者動線沿道の一定範囲について、周辺景観と調和を図る区域に指定する。

■特定景観形成地域【指定区域】位置図

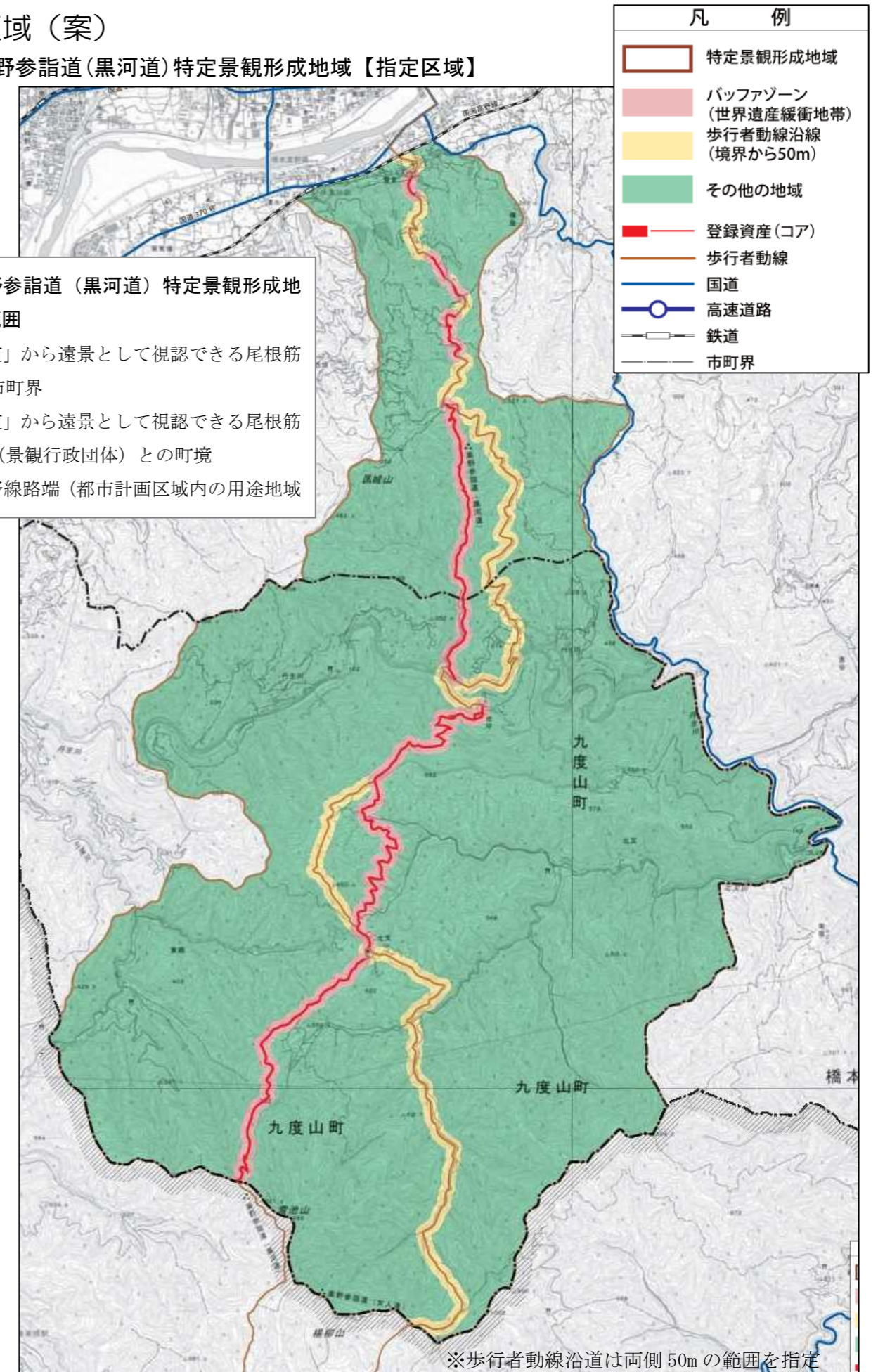


3-6 指定区域（案）

■（仮称）高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域【指定区域】

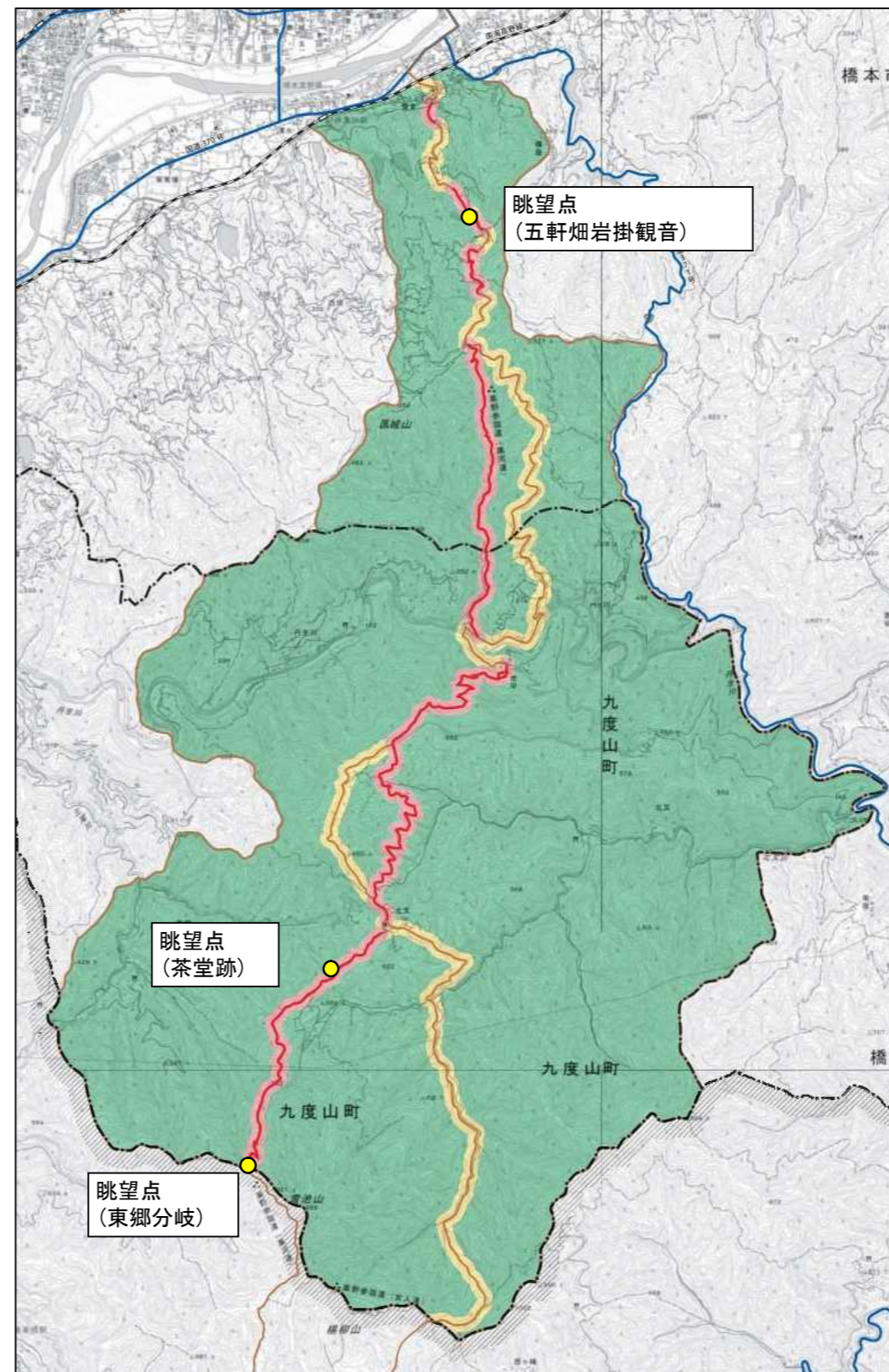
■（仮称）高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域の指定範囲

- 東：「黒河道」から遠景として視認できる尾根筋または市町界
- 西：「黒河道」から遠景として視認できる尾根筋
- 南：高野町（景観行政団体）との町境
- 北：南海高野線路端（都市計画区域内の用途地域）



3-7 眺望点の設定

黒河道における眺望点の設定は、橋本市が作成した古道観光マップ「高野参詣道 熊野古道を歩く」の「見晴らしポイント」を参考に「眺望点」を設定する。



■眺望点からの景観



五軒畑岩掛観音



茶堂跡



東郷分岐

出典) 高野参詣道 熊野古道を歩く (橋本市・橋本市教育委員会)

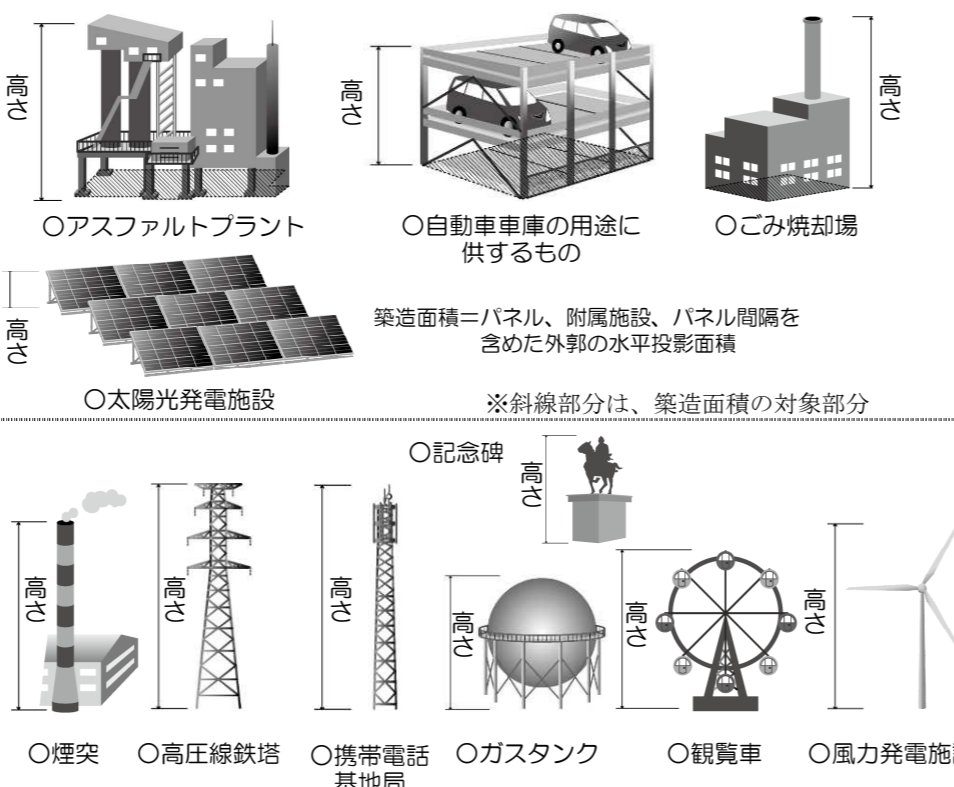



4. 届出制度（案）

4-1 景観形成の基本方針と行為制限の方向性

分類	景観特性	景観形成上の課題	景観形成の目標と基本方針	行為制限の方向性
①黒河道（世界遺産）の景観 【近景】	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産としての文化財的価値を認められた景観を有している。 ・交通の要所であった橋本から高野山への最短経路の古道で高野山とも密接であることから、世界遺産に登録されている。 <p>【景観資源】 高野参詣道 黒河道 定福寺 茶堂跡(空海版木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財的価値を損なわないよう保全する必要がある。 ・交通の要衝であった橋本から高野山への参詣道として重要であり、古くから伝え残されてきた文化財的価値を損なわないように現状のまま保全することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財的価値を持つ黒河道を保全する。 ・参詣道沿いに点在する景観資源などとともに往来が積み重ねられてきた文化財的価値を持つ黒河道の景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現状の景観をそのまま保全するために、小規模な行為も対象とした行為制限を行う。
②黒河道（世界遺産）から望む景観 【中景・遠景】	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道と周辺の自然景観が一体となった文化的景観を形づくっている。 ・黒河道（世界遺産区域）は樹林の中を通るため、参詣道と周辺森林の景観が大部分を占めるが、一部の区間からは、周辺の山並を望むことが可能である。 <p>【景観資源】 遠方の山並 山並の尾根線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道周辺の一体的な景観が損なわれないよう保全する必要がある。 ・黒河道は周辺の山並等の自然景観と一体となって価値を持つため、参詣道の部分だけではなく、黒河道から眺望できる範囲を含めて保全することが必要である。 ・鉄塔等の建造物や地形の改変等によってスカイラインの連続性の喪失や単一による圧迫感を与える場合、景観が阻害される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する。 ・周辺の自然景観と一体となった文化的景観としての価値が重要であり、黒河道から望む眺望景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道から見える山並の景観の形成を図り、遠景のスカイラインを保全するために、一定規模以上の開発行為や建築物、工作物を対象とした行為制限を行う。
③世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線の景観 【近景・中景・遠景】	<ul style="list-style-type: none"> ●黒河道の世界遺産区間に連続及び並行し、世界遺産と一体的に文化的景観をつくっている。 ・世界遺産に登録された区間と一体的に高野山への参詣道を形成してきた。 ・沿道には古くから高野山と密接であったことを今に伝える史跡等が残されている。 ・世界遺産区間と並行する古道についても、古くから高野山と密接であり、歴史的価値を有する。 <p>【景観資源】 黒河道（世界遺産区域外） 旧黒河村 紀の川、丹生川 遠方の山並 山並の尾根線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産と連続及び並行して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう保全する必要がある。 ・黒河道の景観的価値を損なわないよう景観を保全することが必要である。 <p>●黒河道の散策ルートにふさわしい景観づくりが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観を大きく改変するような行為から景観を保全することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産と連続及び並行して一体的に形成される文化的景観を保全する。 ・黒河道の世界遺産登録区間に連続及び並行し、一体的に文化的景観を形成する重要な景観であり、地域の景観の価値を損なわないよう景観を保全する。 <p>●沿道景観の大規模な改変によって黒河道の価値を損なうことがないよう、沿道の景観を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒河道の散策ルートとなる歩行者動線の沿道景観の大規模な改変を抑制し、参詣道全体の価値を損なわないよう沿道景観を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●歩行者動線沿道の景観を保全するために、一定規模以上の建築物、工作物、開発行為等を対象とした行為制限を保つ。 <p>●歩行者動線から見える山並の景観の形成を図り、遠景のスカイラインを保全するために、一定規模以上の開発行為や建築物、工作物を対象とした行為制限を行う。</p>

4-2 届出対象行為

(仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域における届出対象行為は、以下の通りとする。

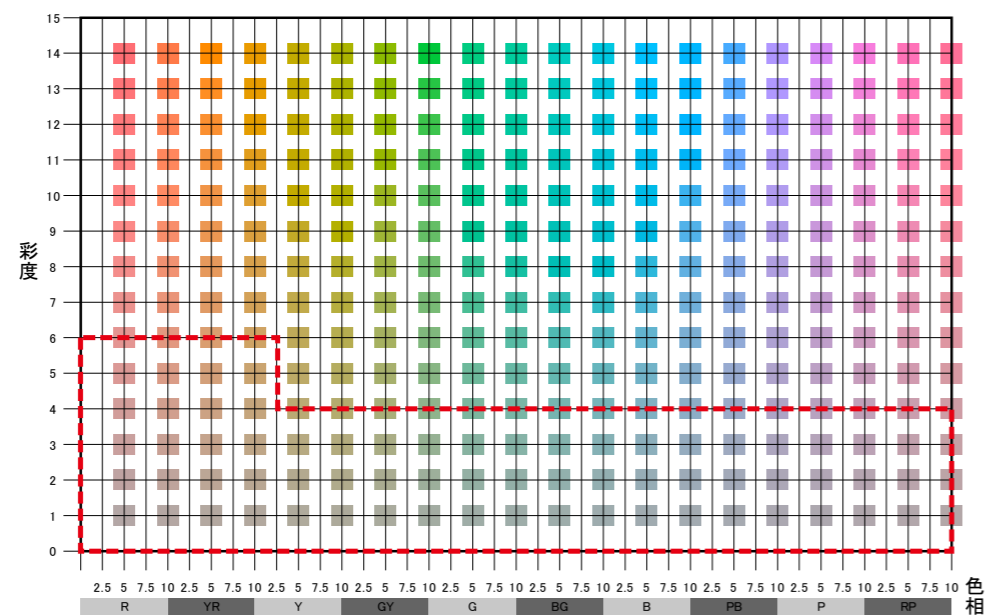
区分	工作物及び開発等の例示	規模			
		(仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域			参考：景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)
		①パuffers ゾーン	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	—	全ての行為	高さ10m超または延べ面積500㎡超	高さ13m超または延べ面積1000㎡超	高さ13m超または建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・ 太陽光発電施設 (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (3) その他の工作物	 <p>○アスファルトプラント ○自動車車庫の用途に供するもの ○ごみ焼却場</p> <p>○太陽光発電施設 ※斜線部分は、築造面積の対象部分</p> <p>○煙突 ○高圧線鉄塔 ○携帯電話基地局 ○記念碑 ○ガスタンク ○観覧車 ○風力発電施設</p>	全ての行為	高さ10m超または築造面積500㎡超	高さ13m超または築造面積1,000㎡超	高さ13m超または築造面積1,000㎡超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	2,000㎡超	3,000㎡超
水面の埋立て	—	全ての行為	—	—	—

4-3 景観形成基準

(仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は、以下の通りとする。

届出対象行為	(仮称)高野参詣道(黒河道)特定景観形成地域 (一般区域の基準に追加・上乘せ)			参考：景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)	
	①バッファゾーン	②歩行者動線沿道 (境界から50m)	③その他の地域		
共通事項	文化財的価値の高い景観の保全	アクセルートとしての景観形成／周囲の景観との調和	眺望景観の保全	周辺の景観との調和	
建築物の建築等／工作物の建設等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模等)	石垣、庭木、植え込み等の保全／沿道からの眺望への配慮／集落景観、山なみを著しく妨げない位置及び規模等	山稜のスカイラインの保全(町石道の眺望点から突出しない)	
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	沿道からの眺望への配慮／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和への配慮	眺望点や沿道からの眺望への配慮	
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R~2.5Yは彩度6以下、それ以外は4以下(無彩色含む)	落ち着いた色彩の使用等	
	素材	周辺と調和した素材の使用等			周辺と調和した素材の使用等
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等			緑化の推進／植生の配慮等
	その他	夜間照明の配慮			夜間照明の配慮
開発行為／土地の形質の変更	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	沿道からの眺望景観／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和へ配慮 眺望点や沿道からの眺望への配慮	長大な法面・擁壁とならないようにする等	
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等			緑化の推進／植生の配慮等
屋外における物件の堆積	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	沿道からの眺望景観／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和へ配慮	眺望点や沿道からの眺望への配慮	
	方法	目立たない積み上げ等			目立たない積み上げ等
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等			緑化の推進／植生の配慮等
水面の埋立て	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	—	—	—	

■色彩基準



: 歩行者動線沿道の色彩基準

5. 特定景観形成地域の名称について

特定景観形成地域の名称は世界遺産の資産名称を基に下記のとおりとする。

■世界遺産の資産名称

「高野参詣道 黒河道」



■特定景観形成地域の名称

「高野参詣道（黒河道） 特定景観形成地域」